

双葉町 復興まちづくり長期ビジョン 最終報告



平成 27年 2月
双葉町復興推進委員会

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| I 復興まちづくり長期ビジョンの策定にあたって | 1 |
| (1) 策定の意義 | 1 |
| (2) 双葉町の復興を巡る厳しい現実 | 5 |
| (3) 復興まちづくり長期ビジョンの策定過程 | 6 |
| (4) 復興まちづくり長期ビジョンの対象範囲 | 9 |
| II 復興まちづくりの考え方 | 11 |
| 1. 帰還・復興に向けた考え方 | 11 |
| (1) 長期ビジョンの実現に要する期間 | 11 |
| (2) 帰還に当たっての安全・安心の確保 | 12 |
| (3) 帰還の判断 | 12 |
| 2. 復興まちづくりの目標・基本方針 | 13 |
| (1) 復興まちづくりの目標 | 13 |
| (2) 復興まちづくりの基本方針 | 15 |
| III 復興まちづくりに向けた取組 | 17 |
| 1. 復興まちづくりの進め方 | 17 |
| (1) 基本的な考え方 | 17 |
| (2) 復興まちづくりの進め方イメージ | 19 |
| 2. 町外での取組 | 21 |
| 3. 町内での取組 | 27 |
| (1) 町内復興拠点の配置の考え方 | 27 |
| (2) 双葉町復興まちづくりイメージ図 | 29 |
| (3) 町内復興拠点の段階的な整備イメージ図 | 31 |
| (4) 町内復興拠点の各ゾーンの整備の方向性 | 33 |
| (5) 町内復興まちづくりの段階ごとの取組 | 37 |
| IV 今後の復興まちづくりの進め方 | 49 |
| (1) 国・県との連携 | 49 |
| (2) 周辺市町村との連携 | 49 |
| (3) 長期ビジョンの実現に向けた町民参画等の推進 | 50 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| (参考資料) | 52 |
| 1. 双葉町復興推進委員会（第2期）の開催経緯 | 53 |
| 2. 双葉町復興推進委員会委員名簿 | 54 |
| 3. 双葉町復興まちづくり長期ビジョン中間報告への意見公募実施概要 | 56 |

I 復興まちづくり長期ビジョンの策定にあたって

(1) 策定の意義

- 双葉町復興まちづくり長期ビジョンは、双葉町復興まちづくり計画（第一次）（平成25年6月策定）における双葉町の復興・再興の考え方を具体化し、町の将来像を明らかにするものです。
- この最終報告は、町としてまとめるべき「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」の案として、町民委員（24人）を中心とした双葉町復興推進委員会において熱心な審議と町民への意見公募（「双葉町復興まちづくり長期ビジョン 中間報告」への意見公募（パブリックコメント）や町政懇談会等をいう。以下同じ。）を経てとりまとめたものです。

～何年かかっても実現すべき双葉町の将来像～

- 復興推進委員会における復興まちづくり長期ビジョンの議論にあたっては、「帰還の時期が明確にならないと町の将来の姿を考えることができない」「避難先における生活再建が実現できていない中で双葉町の夢のある復興の姿は考えることができない」といった意見がありました。
- 一方で、「理想とする双葉町の姿を子どもたちに対して残すべきではないか」「双葉町を取り戻すという気持ちを継承していく必要がある」「帰還の条件をすべて達成することを前提として、理想とする町の姿を議論してはどうか」との意見もありました。
- 各委員の町の復興に対するさまざまな思いが交錯する中、各委員が悩みながら「双葉町の復興」という難しい課題に対して議論を重ねました。
- その結果として、双葉町復興まちづくり計画（第一次）において示された基本理念にあるとおり、「子どもたちの未来のために とりもどそう 美しいふるさと双葉町」という考えの下、理想とする双葉町の将来の姿を「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」として示すこととしました。
- こうした考えから、復興まちづくり長期ビジョンは、帰還・復興の見通しが明確になっていない現状において、帰還や復興に要する期間から考えるのではなく、何年かかっても実現すべき理想とする双葉町の将来の姿を示すものとして策定することとしました。

～「町の復興」への期待の高まり～

- このような状況の中、平成26年9～10月に実施した双葉町住民意向調査においては、帰還の意向について、「戻りたいと考えている」「まだ判断がつかない」と回答した町民の割合が、前回（平成25年10月実施）よりも増えているとともに、特に30代及び40代の比較的若い世代の回答において、「まだ判断がつかない」の割合が大きく増えています。
- また、意見公募においては、「町の復興には長い年月がかかると思うが、何としましても町に帰りたい。帰る事ができる日を待ち続ける」「長期ビジョン中間報告を読んで、町に帰還できなくても通うことはできるという希望が湧いた」「双葉町が消滅するこ

とがないようにどんな形でも故郷が残ることを願う」「自分たちが住めなくても孫たちが住めるような道筋を今生きている人が作っておくべき」との意見もありました。

- このことから、戻りたいと考えている町民の「町の復興」への期待が高まっているとともに、まだ判断がつかない町民からは「町の復興」に向けた具体的なビジョンの提示が求められていると考えられます。

～町に戻りたい町民の思いに応えるために～

- 一方、意見公募においては、「帰還の見通しさえ立たない中での町の将来像は机上の空論でしかない」「現状を踏まえると、自分たち、子どもたちの世代が帰って住むことができる土地になるとは思えない」「町に戻る人は少数であり、人口が減少する中で、町を再興することができるのか」といった長期ビジョンの実現性を疑問視する意見もありました。
- 双葉町の復興を巡る厳しい現実を踏まえれば、町の復興に懐疑的なご意見があることはいたしかたのないことです。しかしながら、町へ帰りたい・町はなくせないという町民がいる以上、その思いに応えて、「町の復興」は実現していかなければなりません。

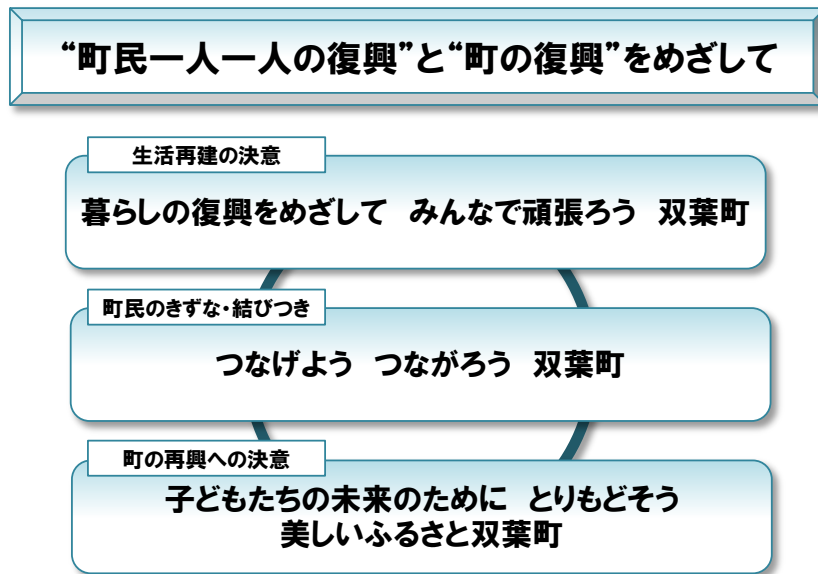
～「人の復興」と「町の復興」は両輪で進めるもの～

- さらに、意見公募においては、「長期的な取組よりも町民が早期に生活再建できるような短期的な取組を優先すべきである」との意見もありました。
- 町民一人一人の生活再建に向けた取組と町の復興に向けた取組は、いずれかを選択するようなものではありません。双葉町復興まちづくり計画（第一次）に示しているとおり、「人（町民）の復興」と「町の復興」の二つがそろって初めて「双葉町の復興」になるとの考え方の下、双葉町は、町民が避難されている受入自治体と協力して町民のみなさんの生活再建を支援しつつ、町民のきずなの回復と双葉町の土地の復旧・復興という双葉町役場でなければできないことに重点を置いて取り組んでいく必要があります。

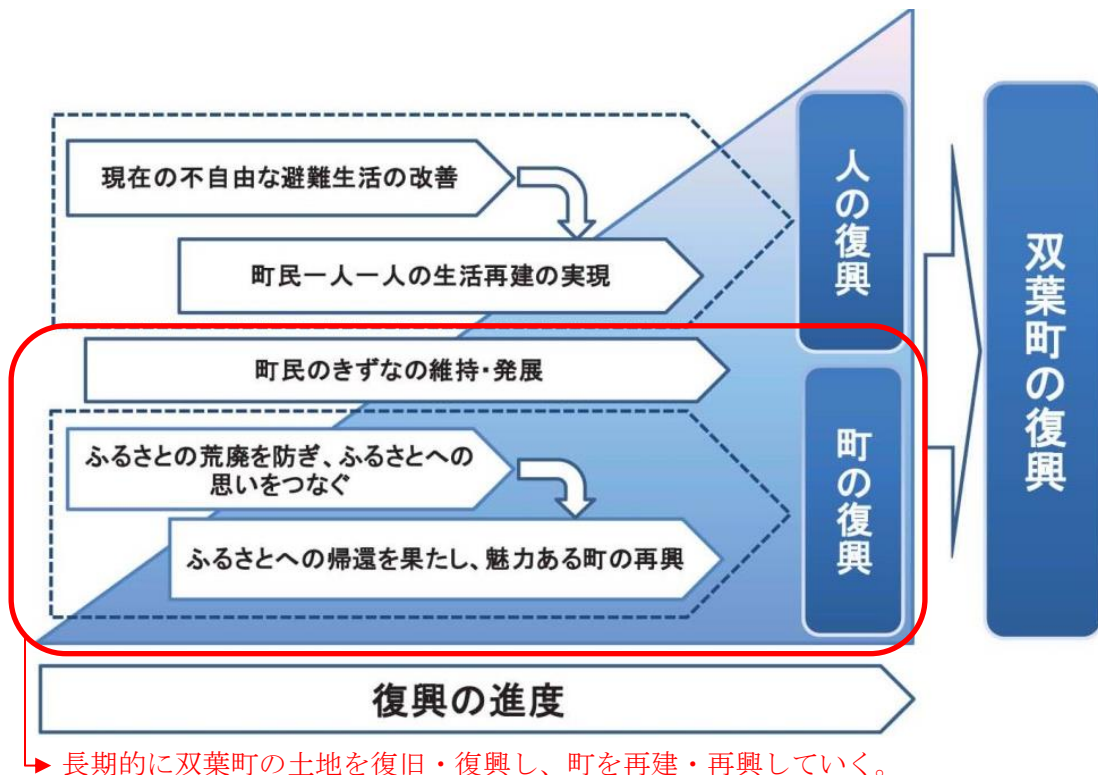
～未来の双葉町を担う人たちに託す思い～

- 双葉町の復興には長い時間がかかることで、復興した双葉町を動かしていくのは、次の世代の人たちや新しい町民かもしれません。長期ビジョンに込められた大きな意義は、双葉町をよく知る今の町民の「双葉町はこうなってほしい」という思いを、未来の双葉町を担う人たちに託すということでもあります。

■復興まちづくりの理念(双葉町復興まちづくり計画(第一次)より)



■「双葉町の復興」の進め方(双葉町復興まちづくり計画(第一次)より)

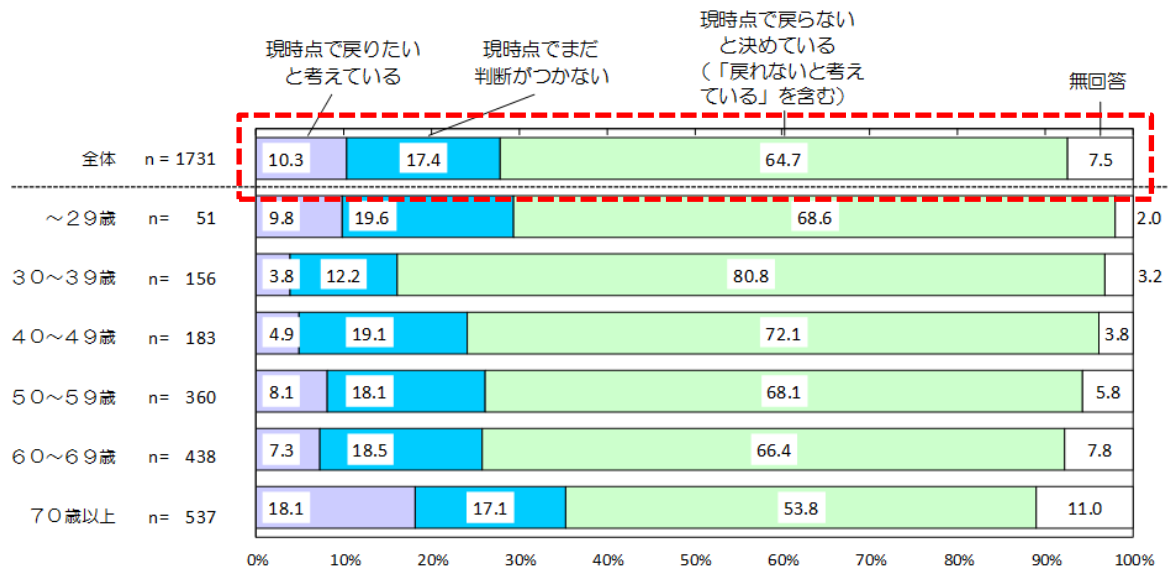


■双葉町復興まちづくり計画(第一次)においては、「双葉町の復興・再興へ向けた考え方」として、次のように記載されています。

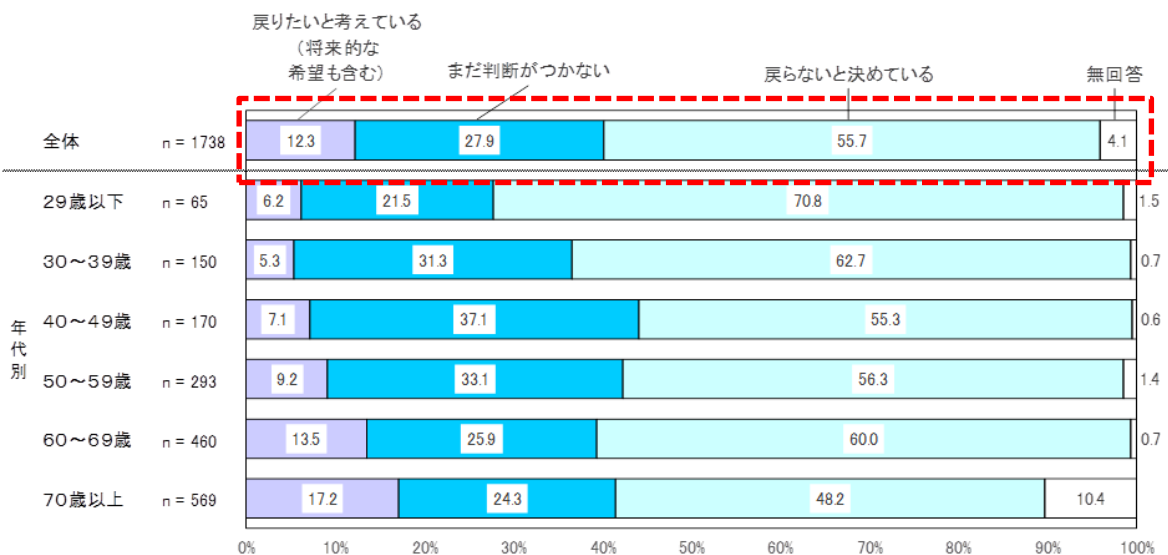
双葉町への帰還には長い時間がかかることが見込まれます。また、既存のインフラなどの荒廃が進むことや、帰還しない町民も見込まれるため、町民のみなさんの意見を十分に踏まえて、これまでの双葉町の良さを継承しつつ、事故前の町を完全に再現するのではなく、線量が早期に低下した一定の地域に都市機能を集約させ、そこでインフラや住居などを再構築する「新たな街」を建設することを視野に入れて検討を進めていきます。

■双葉町住民意向調査における帰還意向の変化（平成25年と平成26年の比較）

平成25年（10月）



平成26年（9月～10月）



平成25年の調査から平成26年の調査にかけて、「現時点で戻りたいと考えている」「現時点でまだ判断がつかない」が増加し、特に、30～40代の意向が大きく変化している。

(2) 双葉町の復興を巡る厳しい現実

○双葉町の復興を巡っては、厳しい現実があります。

～先が見えない避難生活～

- ・双葉町民は、福島第一原子力発電所事故に伴い、全国39都道府県（平成27年2月現在）に分散して避難を強いられています。町の96%が帰還困難区域に指定され、依然として先が見えない避難生活がなお続いています。

～町民の帰還意欲の減退～

- ・こうした結果、双葉町住民意向調査（平成26年9～10月実施）では、既に、町民の5割以上が、「現時点では戻らないと決めている」と回答しており、町民の多くが町に戻らないという現実を受け止める必要があります。

～家屋・インフラの荒廃～

- ・すでに避難から約4年が経過し、人の手が入らなくなった町並みは、草木が茂り、家屋の荒廃が一層進んでいます。こうした荒廃した家屋・インフラを復旧させていくには、多大な労力と多くの時間がかかるものと見込まれます。

～除染、廃炉、中間貯蔵施設の諸問題～

- ・さらには、町内には、非常に放射線量が高い地域があり、こうした地域の放射線量の低減は見通せていません。また、福島第一原子力発電所の廃炉作業に関しても、さまざまなトラブルが発生し、双葉町に戻って生活することに大きな不安を与えています。
- ・こうした課題に加えて、除染土壌等の中間貯蔵施設が双葉町・大熊町に設置されることとなりました。この中間貯蔵施設の設置は、町民の帰還意欲にも大きな影響を与えるものと考えられます。

- こうした厳しい現実の中でも、理想とする双葉町の将来の姿を実現するため、双葉町の復興に取り組んでいかなければならないということから、この復興まちづくり長期ビジョンが策定されることとなりました。
- この長期ビジョンを実現させていくためには、長期にわたり、復興事業に必要な相応の財源が措置されることが不可欠です。しかしながら、国の復興予算は、平成23年度から平成27年度が「復興集中期間」として、被災地の復旧・復興のための施策・事業に必要な復興財源が確保されていますが、復興集中期間後の復興財源の見通しは、現時点でたっていません。そのため、他の地域に比べて特別に厳しい双葉町の復興の現状に照らし、国・県に対し、復興に要する財源の着実な確保を強く求めます。
- さらに、国・県に対しては、除染・廃炉作業の着実な実施はもとより、双葉町の復興を果たすことができるまで、特段の措置を講ずるよう求めます。

(3) 復興まちづくり長期ビジョンの策定過程

○双葉町復興まちづくり長期ビジョンは、双葉町復興推進委員会の審議を経て、町が策定するものです。復興推進委員会は、平成26年4月から第2期の審議として町の将来像について11回にわたる熱心な審議を行い、平成27年2月24日に「双葉町復興まちづくり長期ビジョン 最終報告」を委員長が町長へ提出しました。この最終報告は、委員の意見や意見公募を踏まえて、町としてまとめるべき「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」の案として提出されたものです。そのため、以降の最終報告の構成は、それぞれの項目ごとに委員会や町民の主な意見を整理し、それに対応する形で町として取り組むべき内容を整理するようになりました。

《最終報告までの委員会の審議プロセス》

- ・復興推進委員会においては、平成25年10月第1回から平成26年2月第5回までは、第1期として、町民一人一人の生活再建に係る取組について重点的な審議を行いました。平成26年4月からは、第2期として、双葉町復興まちづくり長期ビジョンの策定に向けて、町の復興に係る取組を重点的に審議することとしました。
- ・今回の最終報告は、復興推進委員会(町民24人、学識経験者5人)において、町民委員による合計3回の座談会(ワークショップ)を行い、この意見を踏まえて中間報告をとりまとめ、中間報告に対する意見公募の結果を踏まえた、その後の委員会での全体審議を経て、とりまとめたものです。

■委員会の審議プロセス

第6回 復興推進委員会 H26.4.21

テーマ：第2期の審議の進め方について

第7回 復興推進委員会：第1回 座談会 H26.5.29

テーマ：町民の今後の暮らしと町の復興について

第8回 復興推進委員会：第2回 座談会 H26.6.26

テーマ：双葉町の将来像について

第9回 復興推進委員会：第3回 座談会 H26.7.23

テーマ1：将来にわたって残す双葉町
 テーマ2：新たな街の核・シンボルづくり
 テーマ3：町の復興を牽引する新たな産業の誘致
 テーマ4：次代の双葉町を担う人材の育成

第10回 復興推進委員会：全体審議 H26.9.29

議事：座談会を踏まえた、長期ビジョンの基本的な考え方等について

第11回 復興推進委員会：全体審議 H26.10.9

議事：双葉町の復興の絵姿について

第12回 復興推進委員会：全体審議 H26.10.27

議事：中間報告のとりまとめ

双葉町復興まちづくり長期ビジョン 中間報告 H26.10.29

第13回 復興推進委員会：第4回 座談会 H26.12.4

議事：津波被災地域復興小委員会からの中間報告
復興産業検討部会の設置

第14回 復興推進委員会：全体審議 H27.1.27

議事：パブリックコメント等の意見とその反映の方向性について

第15回 復興推進委員会：全体審議 H27.2.9

議事：津波被災地域復興小委員会からの報告
復興産業検討部会からの報告
最終報告に盛り込むべき内容について

第16回 復興推進委員会：全体審議 H27.2.18

議事：最終報告のとりまとめ

双葉町復興まちづくり長期ビジョン 最終報告 H27.2.24



ワークショップの様子

公表
 反映
意見公募 H26.11.17~12.14

第1回 復興産業検討部会 H26.12.26

〇今後の議論の進め方について

第2回 復興産業検討部会 H27.1.21

〇復興産業のきっかけとして何を実施していくべきか
 〇国・県・町の事業の工程をどのように管理していくか
 〇復興産業拠点整備の目標時期について

第3回 復興産業検討部会 H27.1.29

〇双葉町復興推進委員会への報告について

○長期ビジョンに記載された取組は、双葉町復興推進委員会における委員の意見・提案、復興産業検討部会からの提言、町民からの意見公募に寄せられた意見・提案を踏まえて、復興推進委員会の審議を経て、とりまとめられています。そのため、それぞれの取組に関連するご意見・ご提案については、9ページ以降に「関連する主な意見」として整理することとしました。

○なお、意見公募でいただいた意見は、長期ビジョンの実現に向けた各論の具体化の検討においても活かしていきます。

第 1 回 津波被災地域復興小委員会 H25.10.28



- 津波の実態（東日本大震災）
- 津波被災地域の復興の考え方

第 2 回 津波被災地域復興小委員会 H25.12.12



- 津波シミュレーション結果について
- 土地利用計画と事業の方向性について

第 3 回 津波被災地域復興小委員会 H26.10.10



- 新たな土地利用構想（案）について

第 4 回 津波被災地域復興小委員会 H26.10.28



- 中間報告について

第 5 回 津波被災地域復興小委員会 H27.1.27

- 住民意向調査及び住民説明会での意見に対する考え方について
- 最終報告のとりまとめについて

(4) 復興まちづくり長期ビジョンの対象範囲

- 双葉町復興まちづくり計画（第一次）は、町民の生活再建のための施策を中心に平成29年頃までに取り組むべき施策を掲げています。双葉町復興まちづくり長期ビジョンにおいては、さらに将来を見通して、町の復興・再興のゴールとなる町の将来像とその実現に向けた長期的な取組を明らかとすることとしました。
- 一方で、双葉町の復興を達成するには長い時間がかからざるをえないことから、双葉町外における町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組や町民のきずなを維持・発展させていく取組も重要と考え、町内における復興への取組と並行して、町外において取り組むべき施策も改めて整理しました。

Ⅱ復興まちづくりの考え方

1. 帰還・復興に向けた考え方

(1) 長期ビジョンの実現に要する期間

● 関連する主な意見

- 中間報告ではスケジュールが示されていない。スケジュールを示すべき
- 避難指示解除準備区域の取組は、5～10年程度を目標としてはどうか
- 何年後に帰れるのか不安である
- 原子力発電所事故の収束を見据えなくては、復興が始まらないのではないか
- 除染の期限等、国が方針を示すべきである
- 中間貯蔵施設や廃炉の問題など帰還の妨げになっていることはたくさんある
- 県内外に避難を余儀なくされた結果、現在の地への永住を決めた方の考え方も尊重することを前提にふるさとの復興を考えることが大事
- 町民ひとりひとりの平穏な生活権の回復が図られることが必要

○双葉町の復興の目標時期に関しては、町内の96%を占める帰還困難区域については、除染を含めて復旧・復興の具体的な工程が示されていないことから、町において具体的な目標を示すことは難しいものと考えています。それに対して、町内の4%である避難指示解除準備区域については、平成27年度中に除染が完了し、その後、福島県による海岸堤防の整備目標が平成30年度、海岸防災林の整備目標が平成32年度とされていることから、その他のインフラ整備に要する時間を勘案すれば、概ね5～10年後を当区域の整備目標とすることは現実的と考えています。

○一方で、町民の皆さまの関心が高い町への帰還時期については、放射線量の減衰の見通し、除染の見通し、福島第一原子力発電所の廃炉の見通し、中間貯蔵施設の進捗など、町単独で見通しを検討する範囲を大きく超えています。

○そのため、このたび、復興まちづくり長期ビジョンとして町民が理想とする町の将来像がとりまとめられたことから、この理想とする将来像を国・県へ示し、その実現に向けた除染・インフラ整備の具体的な工程を含めて、町への帰還を果たしビジョンを実現するまでの期間を国・県に明示させるよう取り組んでいきます。

○また、実際に町に帰還するかどうかは、町民一人一人の判断であり、町へ戻らないと決めた方の選択も尊重した上で、町へ帰りたい・町はなくせないという町民の思いに応じて、町の復興に取り組んでいく必要があります。あわせて、各避難先で町民一人一人が生活再建を果たすことができるようにすることも重要と考えます。

(2) 帰還に当たっての安全・安心の確保

● 関連する主な意見

- ・ 廃炉作業の安全確保を徹底すること
- ・ 廃炉作業の早期終結が必要
- ・ 中間貯蔵施設が建設されれば帰還できない
- ・ 中間貯蔵施設の近くに復興拠点を整備するのは現実的ではない
- ・ 放射線量が低減するか疑問
- ・ 放射線量による健康被害が心配

○町への帰還に当たって、町民のみなさんの安全・安心は、この将来像の実現の大前提です。特に福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保、中間貯蔵施設の安全確保、放射線量の低減は不可欠であり、町としても以下のように取り組みます。

～福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保～

○福島第一原子力発電所の事故収束及び廃炉にあたっては、平成27年1月7日に県・双葉町・大熊町・東京電力との間で締結した安全確保協定に基づき、安全かつ着実に進められるよう強く求めています。

～中間貯蔵施設の安全確保～

○中間貯蔵施設の安全確保については、県・双葉町・大熊町・環境省との間で除染土壌等の搬入までに締結される安全確保協定に基づき、施設の建設、除染土壌等の輸送及び施設の運用の安全確保を国に強く求めています。

～放射線量の低減～

○放射線量の低減については、除染の早期かつ着実な実施を国に強く求めます。また、放射線に対する不安の払しょくのため、町内における放射線モニタリングや健康管理体制の構築等の安全対策を国・県と連携して確実に実施していきます。

(3) 帰還の判断

○避難指示の解除は、復興まちづくり計画（第一次）において整理されているような条件が達成された段階で、町民の意見を十分に踏まえて判断されることは当然です。

■ 帰還に当たっての条件〈双葉町復興まちづくり計画（第一次）〉

双葉町復興まちづくり計画（第一次）（平成25年6月策定）では、双葉町への帰還に当たっての条件として、以下のような項目を掲げています。

- ・ 避難指示が解除される地域の放射線量は十分に低くなっていること（除染は年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下になることを目指すこと）
- ・ 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全が確保されていること
- ・ 電気、上下水道、道路・鉄道、通信などインフラの復旧が終わっていること
- ・ 町役場の再開に加えて、保健・医療・福祉・教育のほか郵便・商業など生活関連サービスの再開がなされること

その上で、国による避難指示の解除は、これらの条件が達成された段階で、町民の意見を十分に踏まえて、解除の判断がなされるよう、国に要求していくとしています。

2. 復興まちづくりの目標・基本方針

復興まちづくり計画（第一次）と復興推進委員会の意見を踏まえ、復興まちづくり長期ビジョンの目標と基本方針を以下のとおり設定します。

(1) 復興まちづくりの目標

● 関連する主な意見

【町外における生活再建】

- ・町民のストレスケアや自立していくための支援が必要
- ・復興公営住宅を早期に整備してほしい
- ・避難先ごとに集まれる場所・交通手段が必要
- ・復興公営住宅を中心として商業施設、老人が相互に助け合える共同生活の場、病院等をつくるべき

【きずな・コミュニティ】

- ・町の風景を残したり、町のシンボルを作ってきずなを強める
- ・きずなは双葉町の内でも外でも感じられるようにすべき
- ・町に戻る人、町に戻らない人、お互いの考えを尊重する
- ・コミュニティの場づくりをする

【シンボル】

- ・ふるさとを感じられるものをシンボルとする
- ・シンボルとなるモニュメント・施設を設置する

【歴史・伝統・文化】

- ・子どもたちに歴史・文化を継承する
- ・双葉町の記録を残す
- ・震災を忘れないように資料館などをつくる

【記憶の継承】

- ・新たなまちづくりにより景観が変わってしまうと古き双葉町を継承できないのではないか

避難先における生活再建に向けて

I 町外における生活再建の実現

双葉町への帰還・復興には長い時間がかからざるをえないことから、双葉町復興まちづくり計画（第一次）にあるとおり、町民のみなさんが、それぞれの希望する場所で住居を確保し、仕事や生きがいなどの生活の糧を見つけて日常の暮らしを取り戻せるようにします。

双葉町の復興に向けて

II 町民のきずなをつなげるまち

長期に渡る避難生活や避難先の分散により、町民同士の交流の機会が失われ、町民のきずなが薄れていくことが懸念されています。一方、双葉町の復興に向けた取組を進めていくためには、町民のふるさとへの思いをつなぎ、町民や双葉町に関わる全ての人たちの力を結集していく必要があります。

このため、将来に渡り町民のきずなをつなげるまちを目指します。

III ふるさと双葉町の記憶を次世代に引き継ぐまち

現在、双葉町民は長期にわたる避難生活を強いられており、ふるさとから離れて暮らしているため、これまで双葉町で培われてきた歴史・伝統・文化・風景などの町の記憶が失われてしまうことが懸念されます。

また、町の復旧・復興において、既存の建物の解体や土地の改変が行われ、町の景色が一変してしまうという懸念もあります。

しかし、歴史・伝統・文化・風景は双葉町そのものであり、双葉町民の心のふるさととして今後も引き継いでいくべき貴重な財産です。

このため、それらのふるさと双葉町の記憶を次世代に引き継ぐとともに、新たなまちづくりや既存中心市街地の再生において古き双葉町の風景や街並みを継承するまちを目指します。

● 関連する主な意見

【町の核】

- ・復興のシンボルとして町内復興拠点が必要
- ・新しい双葉町をつくる
- ・商業施設、病院、金融機関などが一箇所にあり、近くに公園や憩いの場があるまちをつくる
- ・生活インフラの確保が必要
- ・全国から双葉町民が集まれる拠点が必要

【新たな産業・雇用】

- ・双葉町に町民が戻るには新たな産業が必要
- ・双葉町を中心に除染・廃炉関係の産業の立地を図る
- ・イノベーションコースト構想を中心に企業などの誘致を図る
- ・大学・研究施設の誘致、国際産学連携拠点の整備が必要
- ・双葉の子どもたちや若い人が働きにくるまちを目指す

【農業】

- ・農業の再生として、新しい農業を取り入れる

【観光・交流】

- ・交流人口を増やすための施設を作る
- ・世界から視察・研究に来る仕組みをつくる

【福祉】

- ・日本一の雇用条件で医療・介護施設を充実させる

【教育】

- ・双葉町の復興には双葉町を支える人材の育成が必要

【安全・安心】

- ・帰還する上でのネックは、放射線量
- ・町内の除染が済んだとしても、中間貯蔵施設への搬入が続いているうちは、帰れる環境にはならない
- ・中間貯蔵施設や廃炉の問題など帰還の妨げになっていることはたくさんある
- ・町民ひとりひとりの平穏な生活権の回復が図られることが必要

IV 新たにみんなでつくりあげる魅力的なまち

双葉町への帰還までには長い時間がかかると見込まれることから、町への帰還に当たっては、再び双葉町にて生活することに魅力を感じられるまちづくりが必要です。さらに、帰還する町民だけでなく、新たな住民を呼び込み、それらの人々が融合しながら、新たなまちを築いていく必要があります。

また、安心して帰還できる環境づくりとして、町外における生活拠点と双葉町との二地域居住などの考え方を導入することも必要です。

このため、医療・福祉の充実をはじめとする生活関連サービスなどの利便性が高い快適な生活環境や魅力的な教育・余暇活動の場等を備えた、新たにみんなでつくりあげる魅力的なまちを目指します

V 新たな産業を創出し継続的な雇用を生み出すまち

福島第一原子力発電所の事故により、町の産業、雇用の場が失われています。

このような状況において活力ある町を取り戻すためには、既存の産業を再生するとともに、新たな産業を創出する必要があります。

魅力ある継続的な雇用の場を確保することは、将来、若者が町に戻って生活できる前提です。

このため、復興を牽引する新たな産業を創出し継続的な雇用を生み出すまちを目指します。

VI 次代の双葉町を担い世界に貢献する人材を育てるまち

双葉町を復興・再興し、将来にわたって持続可能な町を実現するためには、次代の双葉町を担う人材の育成がかかせません。また、双葉町への帰還が実現した際には、高齢者等のさまざまな住民の生活を支える人材が必要になります。

このため、次代の双葉町を担うとともに、双葉町民であることを誇りに思い世界に貢献する人材を育てるまちを目指します。

VII 災害を克服し安全・安心に暮らせるまち

双葉町は、東日本大震災による巨大地震と大津波により甚大な被害が生じました。また、福島第一原子力発電所の事故により全町避難を強いられ、町への帰還には、放射線量の減衰、除染や廃炉作業の進捗、中間貯蔵施設の進捗等、さまざまな課題が残されています。

このため、町への帰還を希望する町民等の安全を確保するさまざまな対策を講じながら、災害を克服し安全・安心に暮らせるまちを目指します。

(2) 復興まちづくりの基本方針

| | 目標 | 基本方針項目 |
|------------------|-----------------------------|---|
| 双葉町復興まちづくり長期ビジョン | 避難先における生活再建に向けて | |
| | I 町外における生活再建の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ● 町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組の推進 ● 双葉町外拠点（復興公営住宅）の整備 |
| | 双葉町の復興に向けて | |
| | II 町民のきずなをつなげるまち | <ul style="list-style-type: none"> ● 双葉町とのつながりの維持 ● 交流の促進 |
| | III ふるさと双葉町の記憶を次世代に引き継ぐまち | <ul style="list-style-type: none"> ● 町の復興のシンボルづくり ● 双葉町の記憶の伝承 ● ふるさとへの思いや良さの継承 |
| | IV 新たにみんなで作りあげる魅力的なまち | <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな生活の場の確保 ● 既存中心市街地の再生 |
| | V 新たな産業を創出し継続的な雇用を生み出すまち | <ul style="list-style-type: none"> ● 復興を牽引する新たな産業の創出 ● 魅力的な雇用の場の確保 ● 既存産業（農業・商工業）の再生 |
| | VI 次代の双葉町を担い世界に貢献する人材を育てるまち | <ul style="list-style-type: none"> ● 生活・産業を支えるインフラの整備 ● 人材育成・教育 ● 高度な教育環境の整備 |
| | VII 災害を克服し安全・安心に暮らせるまち | <ul style="list-style-type: none"> ● 津波災害への備え ● 暮らしの安全対策 |

基本方針内容

- 復興まちづくり計画（第一次）に示した、原子力損害賠償、住居の確保、避難生活における健康被害の防止、事業所再開支援・雇用の確保、保健・医療・福祉体制の確保、教育環境の確保などの取組を毎年度の事業計画（実施計画）に基づき着実に進めます。
- 双葉町民が集まって居住できる県営の復興公営住宅を、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に整備します。この復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるようにします。特に、いわき市勿来酒井地区は、「双葉町外拠点」の中心として、復興公営住宅のみならず、診療所、高齢者福祉施設、店舗、集会所等の交流施設等の併設を行うよう県等に要望しています。
- 全国に避難する町民が町役場とのつながりが維持できるよう、情報端末（タブレット）の活用や町のホームページの高度化を図り、必要な情報の迅速な提供に努めます。
- 町民のみなさんが、安全に安心して町内に立入り、墓参りが行える環境を引き続き整備します。また、町民の意見を踏まえて共同墓地を整備します。
- 町民が集まることができる交流拠点の整備や県内外の町民が集う機会を創出します。
- 避難先自治体等との連携を深め、多様な人々と交流できる機会を創出します。
- 町民のきずなの維持・発展に向けた取組として、「復興ロゴマーク」の周知・活用を行うとともに、町民に愛着のあるモニュメントの設置などの町の復興のシンボルづくりを行います。
- 歴史・文化・昔話等をアルバム、ビデオ、本等で残すとともに、祭りの場や伝統芸能の練習・披露の場の確保や歴史・伝統・文化・震災の記録を伝える資料館の整備、復興祈念施設の誘致等に取り組みます。
- ふるさとの荒廃を防止し双葉町らしさのある特徴的な風景・街並み・自然を残すとともに、町に所在する文化財の保存・管理・記録を進めます。
- 双葉町のこれまでの良さを継承しつつ、一定の地域に行政・保健・医療・福祉・教育・文化・商業施設等や住宅地を集約させた「新たな生活の場」を確保します。
- 歴史のある建造物の保存・再建、ふるさと双葉町の街並みを残しながら、既存中心市街地の再生を図り、ふるさとを感じる場や商店・住宅等を中心とした生活の場を確保します。
- 新たな産業を創出し復興を牽引する「新たな産業の場」を整備し、廃炉・ロボット等の研究開発施設や産学連携施設、再生可能エネルギー産業等の集積を図ります。
- 国内だけでなく、世界中から優秀な技術者、研究者を受け入れ、世界に誇れる最先端技術の集積地を形成します。
- 新たな産業の創出と連携し、多様な業種の誘致を進め、継続的な雇用を生み出す魅力ある「新たな雇用の場」を確保します。
- 新たな形態・仕組み等を取り入れながら農業を再生するとともに、町内の事業所の再開に向けた取組を進めます。
- 町内の新たな産業や生活を支えるインフラの復旧・整備や公共交通の再開・確保を進めます。
- 原子力災害からの復興を成し遂げる双葉町ならではの教育や最先端技術、地域の産業や福祉と連携した教育プログラムの開発・実施等を通じて、次世代を担う人材育成を行います。
- 町の復興における若者参画の仕組みづくりを行います。
- 廃炉・ロボット等の研究開発施設・産学連携施設との連携等により高度な教育環境を整備します。
- 海岸堤防や海岸防災林・防災公園の整備を進め、津波災害の軽減を図ります。
- 家屋の解体除染等、効果的な除染の推進や早期廃炉に向けた取組等を国に求めていきます。
- 町内での生活の再開に際しては、放射線モニタリングの実施、食品安全管理・健康管理等の体制整備を図り、安心して生活できる環境を整備します。また、町内の防犯・防火対策を適切に講じます。

Ⅲ復興まちづくりに向けた取組

1. 復興まちづくりの進め方

(1) 基本的な考え方

● 関連する主な意見

【目標の実現に向けて町外で取り組んでおくこと】

○ 町外における生活再建

- ・避難先ごとに集まれる場所・交通手段が必要
- ・町民のストレスケアや自立していくための支援が必要
- ・復興公営住宅を中心として商業施設、老人が相互に助け合える共同生活の場、病院等をつくる
- ・子育て世代は「今」が大事なので交流拠点となる場所がほしい

○ 歴史・伝統・文化の継承

- ・子どもたちに歴史・文化を継承する
- ・双葉町の記録を残す

○ きずな・コミュニティ

- ・双葉町を取り戻すという気持ちを継承する
- ・きずなは双葉町の内でも外でも感じられるようにすべき

○ 人材育成

- ・町立学校を活かした人材育成を行う

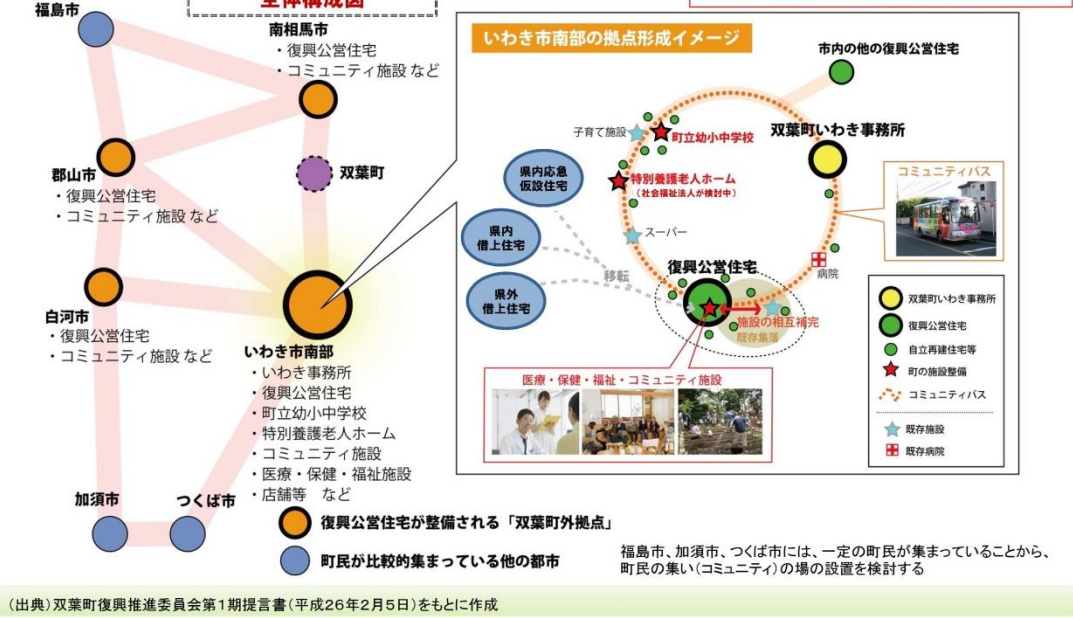
町外での当面の取組の推進

- 町外における生活再建の実現に向けた取組を着実に実施します。特に、復興公営住宅とコミュニティ施設を中心とする「双葉町外拠点」の整備を進め、町民のコミュニティの核の形成を図ります。
- また、町内の復興まちづくりには長い年月がかかることが予想され、時間の経過とともに町民のきずなやふるさとの記憶が薄れることが懸念されます。
- このため、双葉町の復興に向けて、歴史・伝統・文化の継承や町民のきずなの維持・発展、次代の双葉町を担う人材育成等の取組を町外で進めます。

「双葉町外拠点」(復興公営住宅整備)の全体構成

- 双葉町民が集まって居住できる県営の復興公営住宅が、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に整備されます。この復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるようにします。
- 特に、いわき市の希望が最も多く、いわき市勿来地区には、役場事務所が所在し、町立幼小中学校も再開されていることから、いわき市南部(勿来酒井地区)の復興公営住宅を「双葉町外拠点」の中心とします。

全体構成は、今後の調整によって変わらうものである



● 関連する主な意見

【新たな町の核づくり】

- ・復興のシンボルとして町内復興拠点が必要
- ・新しい双葉町をつくる
- ・商業施設、病院、金融機関などが一箇所にあり、近くに公園や憩いの場があるまちをつくる

【双葉町の良さの継承】

- ・ふるさとも感じられるものを残す
- ・町の風景を復活させる

● 関連する主な意見

【まちづくりの手順】

- ・国策で産業を誘致する等、若者の雇用の場の確保となる企業誘致から復興を始める
- ・中心となる産業立地により、その他産業（商業、サービス業、宿泊業等）が自然と集まるようにする
- ・将来を段階毎に考えたい
- ・両竹・浜野地区等低線量のエリアから除染を始めて、復興の足掛かりとする
- ・町民は避難先で生活の足場を固めている。どれくらいの人に戻るのか

町内復興拠点の整備

- 福島第一原子力発電所の事故等を踏まえると、町の復興を実現する上では「新たな産業・雇用の場」や「新たな生活の場」の整備が必要となります。
- 一方、双葉町の良さを継承しながら復興を実現する上で、双葉町の既存中心市街地は、古くから町の歴史・文化や商業、交通などの中心であり、ふるさとも感じることができる大事な場所であるとともに、比較的放射線量が低いエリアとなっています。
- このため、町の復興を牽引する「**町内復興拠点**」として、町内の線量が低い一定の地域に「新たな産業・雇用の場」や「新たな生活の場」の整備と「既存中心市街地の再生」を図り、そこに産業や生活関連サービスなどの都市機能を集約させ、インフラや住宅などを再構築し、これまでの双葉町の良さを引き継いだ「新たな双葉町」を目指します。

町内における段階的な取組の推進

- 避難指示解除の見通しが立てられない状況において、「**町内復興拠点**」の整備を一気に進めることは困難であることから、以下の考え方を踏まえて段階的な取組を進めます。
 - ・避難指示解除に先立ち産業・業務機能の集積を優先して整備を進めます。避難指示解除は、安全・安心に生活できる条件が整った段階とします。
 - ・避難指示解除準備区域である「両竹・浜野地区」を双葉町の復興のさきがけと位置づけます。
 - ・避難が長期化することで避難先での生活の固定化が想定されるため、避難指示解除後も避難先と町内の二地域での生活が可能となるようにします。
- 具体的には、以下の3期に区分して、段階的な取組を進めます。

～復興着手期～

- ・避難指示解除準備区域に「復興産業拠点」を整備し、順次発展させ「新たな産業・雇用の場」を町内に確保する段階を復興着手期とし、概ね5～10年後を整備目標とします。

～本格復興期～

- ・「新たな産業・雇用の場」と連携しながら、避難指示解除に向けて「新たな生活の場」を町内に確保する段階を本格復興期とします。

～町再興期～

- ・避難指示解除後、「新たな生活の場」で安心して快適な生活を送れる環境を整え、双葉町の再興を実現するまでを町再興期とします。

(2) 復興まちづくりの進め方イメージ

[双葉町復興まちづくり計画(第一次)区分 ▶

短期(～平成29年頃)



復興まちづくり長期ビジョンの区分 ▶

復興着手期(整備目標:5～10年後)

町外での取組

- 町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組の推進
- 双葉町外拠点の整備
- 双葉町とのつながりの維持
- 交流の促進
- 双葉町の記憶の伝承
- 町の復興のシンボルづくり
- 人材育成・教育

復興まちづくりの目標の実現に向けた町外での取組を進めます。

原子力損害賠償、住居の改善・確保、健康被害の防止、各種支援

復興公営住宅を「双葉町外拠点」として整備、仮設住宅から復興

町民同士の連絡・町からの情報提供の円滑化・充実化

町民が集まることができる場の確保、町民の交流イベントの実施

歴史・伝統・文化の記録誌・記録映像の作成、双葉町外拠点にお

町のシンボルマークの周知・活用、町のシンボルの作成・設置等

特色ある教育環境の整備、子どもと高齢者等多世代間の交流の機

町内での取組

- 津波災害への備え
- 生活・産業を支えるインフラの整備
- 復興を牽引する新たな産業の創出
- 既存産業の再生(商工業・農業等)
- 暮らしの安全対策
- 双葉町とのつながりの維持
- ふるさとへの思いや良さの継承(文化財の保存、町の風景の再生等)
- 双葉町の記憶の伝承(震災・原発事故の教訓、町の歴史・伝統・文化の継承等)
- 魅力的な雇用の場の確保

避難指示解除準備区域に「復興産業拠点」を確保し、順次発展産業・雇用の場を町内に確保します。

海岸堤防の復旧・整備、海岸防災林の整備

復興インターチェンジの設置・復興拠点へのアクセス道路等の整備、J

復興産業拠点・再生可能エネルギー拠点の整備、廃炉やロボット

植物工場等新たな農業再生モデル事業の実施、事業所の再開・立地

復興拠点内の除染の実施、役場出張所機能の確保、荒廃家屋等の解体・撤去

一時帰宅の休憩環境の早期整備、共同基地の整備、本格的な町民

文化財の保存・管理・記録、農地等の荒廃防止対策

国営・県営の復興祈念公園の誘致、アーカイブセンターの設置

就業者を対象とした商業・生活関連サービス事業所の再開・立地

● 新たな

● 既存

「町の復興に係る主な動き」

● 避難指示解除準備区域の除染(～平成27年度)

● 帰還困難区域の見直し(

● 海岸堤防の復旧・!

● 海岸防



- 措置等、事業計画（実施計画）に基づき着実に実施
- 公営住宅等への移行支援等
- ける震災・事故の教訓の展示施設等の検討等
- 会の創出、生涯学習の場の確保、福祉関連の人材確保等

「新たな産業・雇用の場」と連携しながら「新たな生活の場」を町内に確保します。

「新たな生活の場」で安心して快適な生活を送れる環境を整えます。

- 常磐線の運行再開等
- 生活インフラの完全復旧等
- 路線バス・コミュニティバスの新設
- の研究開発施設・産学連携施設・関連企業の誘致、廃炉・研究開発・新産業の集積
- 地支援
- 農業の再開、観光業の再生
- 、町内の防犯・防火対策
- 町内復興拠点外の除染の実施、健康管理体制の構築
- 一時滞在支援施設の整備、一時帰宅等を対象とした宿泊施設・短期賃貸住宅の整備
- 歴史のある建物の再建
- 歴史民俗資料館の復旧・整備

- 支援
- な生活の場の確保
- 生活関連サービス・住宅の整備
- 新たな生活の場への誘導、定住促進等
- 中心市街地の再生
- 歴史のある建物の再建等
- 町内における祭りの再開
- 交流の促進
- まちの復興のシンボルづくり
- 高度な教育環境整備
- 町内交流施設の整備等
- シンボルマーク・モニュメントの設置
- 学校の再開、高等教育施設の誘致等

平成 29 年頃)
整備(～平成 30 年度)
被災林の整備(～平成 32 年度)

双葉町の再興

2. 町外での取組

双葉町への帰還・復興には長い時間がかからざるを得ないことから、当面町外での取組を着実に推進します。その上で町外での取組は、復興まちづくりの段階に応じて、取組の場を徐々に町内に移行していきます。

町外での取組【復興着手期～】

● 関連する主な意見

【町外における生活再建】

- ・ 町民のストレスケアや自立していくための支援が必要
- ・ 復興公営住宅の周りには学校、病院、商店街等のいろいろな施設がほしい
- ・ 町外拠点の整備が必要（いわきだけでなく郡山などにも）
- ・ 避難先ごとに集まれる場所・交通手段が必要

【きずな・コミュニティ】

- ・ 町が町民に対して情報発信を行う必要がある
- ・ 町内に所在していた事業所もコミュニティのひとつである
- ・ 町外で再開した事業者と町とのつながりを保つべき
- ・ 分散している町民が全国から集まれる場所をつくる

【歴史・伝統・文化】

- ・ 子どもたちにふるさとの昔話を伝える
- ・ 震災の記録を残す
- ・ 伝統文化を引き継いでいく場所、祭り（盆踊り）やイベントの開催が必要

【シンボル】

- ・ きずなを深めるために双葉町のシンボルとしてロゴマークを活用する
- ・ 双葉町の駅にあったからくり時計や清戸迫横穴墓をイメージした作品を町民の皆が集まる場所にシンボルとして設置する
- ・ 双葉町を思い出す商品開発をする

【人材育成・教育】

- ・ 町立学校の充実を図るプロジェクトの創設（奨学金がある、進学率が高い、優秀な教員、個人指導等）
- ・ 英語教育充実やIT活用を図る
- ・ 高齢者施設で働く人材を育てる
- ・ 昔あそび（高齢者の特技）の継承等により多世代間が交流できるようにする
- ・ 若者が参画できる仕組みを創出する

取組項目

● 町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組の推進

- ・ 双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づき、着実な取組を進めます。

● 双葉町外拠点の整備

- ・ 復興公営住宅とコミュニティ施設を中心とした双葉町外拠点を整備するとともに、仮設住宅から復興公営住宅への移行支援を進めます。

● 双葉町とのつながりの維持

- ・ 町民に情報通信端末を配布する等、町からの情報提供の円滑化・充実化に努めます。

● 交流の促進

- ・ 町民同士がいつでも集まることができる場の設置、交流イベントの実施等により、避難先における町民同士の交流機会の確保に努めます。

● 双葉町の記憶の伝承

- ・ 双葉町の歴史・伝統・文化の記録誌・記録映像の作成、展示施設の設置等、双葉町の歴史・伝統・文化を記録・継承するための取組を進めます。

● 町の復興のシンボルづくり

- ・ 双葉町のシンボルとなるモニュメント、歌等を作成する等、町民同士のきずなをつなぐ取組を進めます。

● 人材育成・教育

- ・ 双葉町ならではの特色ある教育環境を確保し、次代の双葉町を担う人材の育成に取り組みます。
- ・ また、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の活用を図るなど、復興まちづくりへ次代の双葉町を担う若い世代が参画できる仕組みを構築します。

※「町外での取組」は、町民のみなさんの生活に密接に関わる重要な課題であることから、毎年度、復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）を策定し、事業計画に基づき、町民のニーズに沿った取組を推進します。



取組内容（例）

- ・復興まちづくり計画（第一次）に示した、原子力損害賠償、住居の確保、避難生活における健康被害の防止、事業所再開支援・雇用の確保、保健・医療・福祉体制の確保、教育環境の確保などの取組を毎年度の事業計画（実施計画）に基づき着実に実施

- ・双葉町民が集まって居住できる県営の復興公営住宅を、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に整備するように求め、この復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるように整備
- ・特に、いわき市勿来酒井地区は、「双葉町外拠点」の中心として、復興公営住宅のみならず、診療所、高齢者福祉施設、店舗、集会所等の交流施設等の併設を行うよう県等に要望
- ・仮設住宅から復興公営住宅等への移行支援

- ・町民同士の連絡・情報交換や町からの情報提供の円滑化・充実化（情報通信端末の活用等）
- ・町外で営業を再開している事業者の広報支援

- ・町民が集まることができる場の確保（交流施設の設置）
- ・県内外における町民の交流イベントの実施

- ・歴史・伝統・文化の記録誌・記録映像の作成
- ・震災・原発事故関連資料の収集・記録
- ・双葉町外拠点における町の歴史・伝統・文化及び震災・事故の教訓の展示場所の設置
- ・双葉町外拠点におけるダルマ市等のふるさと祭りの開催
- ・歴史・伝統・文化継承のためのイベントや教室等の開催
- ・「語り部」の人材育成
- ・学校再開を契機とした伝統文化継承のカリキュラムの策定

- ・町のシンボルマークの周知・活用
- ・町のシンボル（モニュメント）の作成・設置
- ・双葉町を思い出す特産品（郷土料理等）の再開発

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・特色ある教育環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・少人数教育 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（情報通信技術）教育の推進 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・給付型奨学金の検討 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ALT（外国語指導助手）配置による外国語教育の充実 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・特色ある教育プログラムの開発・実施 |

- ・福祉関連の人材の確保
- ・子どもと高齢者等多世代間の交流の機会の創出
- ・生涯学習の場の確保
- ・SNS等活用による若い世代が参画しやすい仕組みの構築

【町外における取組の事例】

町では、復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）（平成26年3月策定）に則り、町外における町民の生活再建や町民のきずなの維持・発展に向けて、以下のような取組を行っています。

| 取組項目 | 主な取組事例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------|--------|--------|--------|------|-------|-------|----|------|---------|-----|-------------------------|--|--|-----|-------|--------|----|------|------------|----|-----|------------|----|---------------------|--|--|-----|----|------------|----|------|----|---------|----|----------------|--|--|--|--|--|--|
| <p>● 町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組の推進</p> | <p>■原子力損害賠償</p> <p>○原子力損害賠償紛争審査会の現地調査（平成25年6月12日）及び原子力損害賠償紛争審査会（平成25年6月22日）において、町の現状報告及び意見陳述・要請を行いました。それにより、原子力損害賠償紛争審査会 第四次追補（平成25年12月26日）において、町の主張が認められました。</p> <p>＜主張が認められた主な項目＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰還困難区域と避難指示解除準備区域の区別なく同様の扱いとなりました。 ・精神的損害については、一人当たり700万円を追加で一括賠償することとなりました。 ・住居確保に係る損害賠償として、移住等に伴い新たな住居を取得するために発生した費用と双葉町に所有していた住宅・宅地の賠償額との差額を一定の範囲で賠償することとなりました。 <p>■各種支援措置の延長</p> <p>○仮設・借り上げ住宅、高速道路通行料の無料措置、医療費等の無料化など、現在行われている各種支援措置について、町が国等へ延長要望を行っています。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>● 双葉町外拠点の整備</p> | <p>■復興公営住宅の整備</p> <p>○町民の意向を踏まえ、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に福島県が整備する復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるように、国・県や受入自治体と協議を進めています。</p> <p>協議の結果、福島県では、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市などに双葉町民がまとまって入居できる復興公営住宅を整備することを決定しました。特にいわき市勿来酒井地区の復興公営住宅には、高齢者福祉施設や双葉郡立診療所、商業施設、集会所等の併設に向けて県等と協議を進めており、町では「双葉町外拠点」の中心として位置付けることとしています。</p> <p>○復興公営住宅の整備が遅れていることから、その早期整備を県に強く要請していくとともに、規模が大きい勿来酒井地区については、段階的な整備・入居など、早期の入居が可能となる措置についても要請していきます。</p> <div data-bbox="991 1081 1433 1715"> <p>福島県復興公営住宅の整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>団地名</th> <th>入居可能時期</th> <th>町民向け戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">いわき市</td> <td>下神白団地</td> <td>H27.3</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>勿来酒井</td> <td>H29年度後期</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ほか小川町・平赤井等他町村と共通募集の団地あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">郡山市</td> <td>八山田団地</td> <td>H26.11</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>喜久田町</td> <td>H27年度第4四半期</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>鶴見坦</td> <td>H27年度第4四半期</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ほか田村町等他町村と共通募集の団地あり</td> </tr> <tr> <td>白河市</td> <td>鬼越</td> <td>H28年度第2四半期</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南相馬市</td> <td>上町</td> <td>H28年度後期</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ほか鹿島が他市町村と共通募集</td> </tr> <tr> <td colspan="4">その他福島市、会津若松市、三春町、広野町、二本松市において、他町村と共通で入居できる住宅が整備される予定</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="837 1758 1444 2078"> <p>町民ニーズに応じた多様な住宅の供給（戸建住宅、長屋建住宅など）</p> <p>宿泊機能も備えた全道の町民が集まれる集会所施設の整備</p> <p>町民全体を対象とした、グルメ市など、お祭り・イベントの場となる多目的広場（公園）の整備</p> <p>町民が農と親しめるふれあい農園の整備</p> <p>公営住宅居住者だけでなく公営住宅以外の町民も対象として、デイサービス等の高齢者福祉施設や診療所、店舗、理髪店等の併設</p> <p>あくまでイメージで今後の様子によって変わります</p> </div> <p>いわき市勿来酒井地区における復興公営住宅を核とした町外拠点の形成イメージ</p> | 所在地 | 団地名 | 入居可能時期 | 町民向け戸数 | いわき市 | 下神白団地 | H27.3 | 25 | 勿来酒井 | H29年度後期 | 190 | ほか小川町・平赤井等他町村と共通募集の団地あり | | | 郡山市 | 八山田団地 | H26.11 | 20 | 喜久田町 | H27年度第4四半期 | 15 | 鶴見坦 | H27年度第4四半期 | 15 | ほか田村町等他町村と共通募集の団地あり | | | 白河市 | 鬼越 | H28年度第2四半期 | 30 | 南相馬市 | 上町 | H28年度後期 | 40 | ほか鹿島が他市町村と共通募集 | | | その他福島市、会津若松市、三春町、広野町、二本松市において、他町村と共通で入居できる住宅が整備される予定 | | | |
| 所在地 | 団地名 | 入居可能時期 | 町民向け戸数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| いわき市 | 下神白団地 | H27.3 | 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 勿来酒井 | H29年度後期 | 190 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ほか小川町・平赤井等他町村と共通募集の団地あり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 郡山市 | 八山田団地 | H26.11 | 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 喜久田町 | H27年度第4四半期 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 鶴見坦 | H27年度第4四半期 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ほか田村町等他町村と共通募集の団地あり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 白河市 | 鬼越 | H28年度第2四半期 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南相馬市 | 上町 | H28年度後期 | 40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ほか鹿島が他市町村と共通募集 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他福島市、会津若松市、三春町、広野町、二本松市において、他町村と共通で入居できる住宅が整備される予定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 取組項目 | 主な取組事例 |
|-----------------------|---|
| <p>● 双葉町とのつながりの維持</p> | <p>■ 町民同士の連絡・情報交換や町からの情報提供の円滑化・充実化</p> <p>○ 町民の方が町の情報を簡単かつ迅速に取得でき、また、町民同士が連絡を取り合えるようにするため、平成26年度の重点事業として「ICTきずな支援システム事業」を実施し、希望する町民に対して平成26年9月からタブレット端末（情報端末）を無償配付しています。高齢者などタブレット端末の操作に不慣れな方に対しては、操作説明会や配送時における個別説明を実施するなどして、利用促進を図っています。</p>  <p>タブレット端末の操作説明会の様子</p> |
| <p>● 交流の促進</p> | <p>■ 町民が集まることができる場の確保</p> <p>○ 町民のきずな・コミュニティの維持・発展に向けた取組として、福島県内外に応急仮設住宅や借上げ住宅等の住まい方の区別なく、町民誰もが利用できる交流拠点を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月1日、福島県郡山市に町民交流施設「せんだん広場」を開設しました。 ・平成26年8月18日、埼玉県加須市に町民交流施設「ふたば交流広場」を開設しました。 <p>○ 町民の交流機会を確保するため、町民主体による交流イベントの企画に対して「双葉町の祭り・イベント事業補助金」を交付しています。震災後に結成された「夢ふたば人」が主催する「双葉町ダルマ市」の開催の際にも事業補助金が活用されています。</p>  <p>埼玉県加須市交流施設の様子</p> <p>双葉町ダルマ市の様子</p> |

| 取組項目 | 主な取組事例 |
|-----------------------|---|
| <p>● 双葉町の記憶の伝承</p> | <p>■ 歴史・伝統・文化の記録誌・記録映像の作成</p> <p>○ 神楽等の伝統文化の記録（映像化等）を行うため、双葉町ダルマ市、山田行政区のじゃんがら念仏踊りや三字行政区の前沢女宝財踊り、郡山行政区や新山行政区の神楽などの伝統芸能を、芸能団体のイベント等の出演機会にデジタルビデオカメラなどで撮影し記録保存しています。また、記録した映像については町公式ホームページで公開しています。</p> <div data-bbox="884 309 1437 712" data-label="Image"> </div> <p>双葉町ダルマ市で神楽を演じる様子</p> |
| <p>● 町の復興のシンボルづくり</p> | <p>■ 町のシンボルマークの周知・活用</p> <p>○ 復興に向けて全力で取り組む双葉町民と双葉町の想いをのせたシンボルマーク（復興ロゴマーク）を作成することとし、平成26年3月11日に町民投票などにより双葉町復興ロゴマークが決定しました。また、スローガンは「ずっと、ふるさと。双葉町。」に決定しました。</p> <p>○ 復興ロゴマークには「過去と未来の双葉町を表現した色違いの二つの葉を、手のひらでやさしく包み、ふるさとへの想いを抱きながら、新たな双葉町を大切にしていこう。」という意味が込められています。</p> <p>○ スローガン「ずっと、ふるさと。双葉町。」には「双葉町は私の生まれ育った大切なふるさと。その想いをこれからも持ち続けていくことがきっと新しいまちづくりにも生きてくる。」という想いが込められています。</p> <div data-bbox="683 1391 1198 2011" data-label="Image"> </div> <p>双葉町の想いをのせたシンボルマーク(復興ロゴマーク)</p> |

| 取組項目 | 主な取組事例 |
|-----------------|---|
| <p>●人材育成・教育</p> | <p>■特色ある教育環境の整備</p> <p>○平成 26 年 4 月 7 日に、いわき市錦町の東邦銀行植田支店錦出張所仮校舎において、双葉町立の学校（幼稚園、小学校、中学校）を再開しました。また、平成 26 年 8 月 24 日には、いわき市錦町の旧錦星幼稚園跡地において仮設校舎が完成し、8 月 25 日から仮設校舎での授業が始まりました。</p> <p>町立学校の開校式の様子</p>  <p>○再開した双葉町立の学校では町独自の新たな特色ある教育を進めています。</p> <p>＜主な取組事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数教育を実施し、教師が児童・生徒一人一人に応じた指導ができるよう取り組んでいます。 ・タブレット端末を活用した ICT 教育に取り組んでいます。 ・ALT（外国語指導助手）を活用した英語教育に取り組んでいます。 <p>○子どもと高齢者等多世代間の交流の機会を創出するため、体験活動を通じた交流学习に取り組んでいます。</p> <p>＜交流学习の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天栄村プリティッシュヒルズでの異文化体験学習を実施しています。 ・いわき南台応急仮設住宅で主に高齢者等の入居者と交流を図っています。 ・ふるさとに関する学習として、双葉ダルマを製作する町民や双葉町ダルマ市の主催者である「夢ふたば人」、双葉町役場職員との交流を図っています。     <p>仮設校舎の様子</p> |

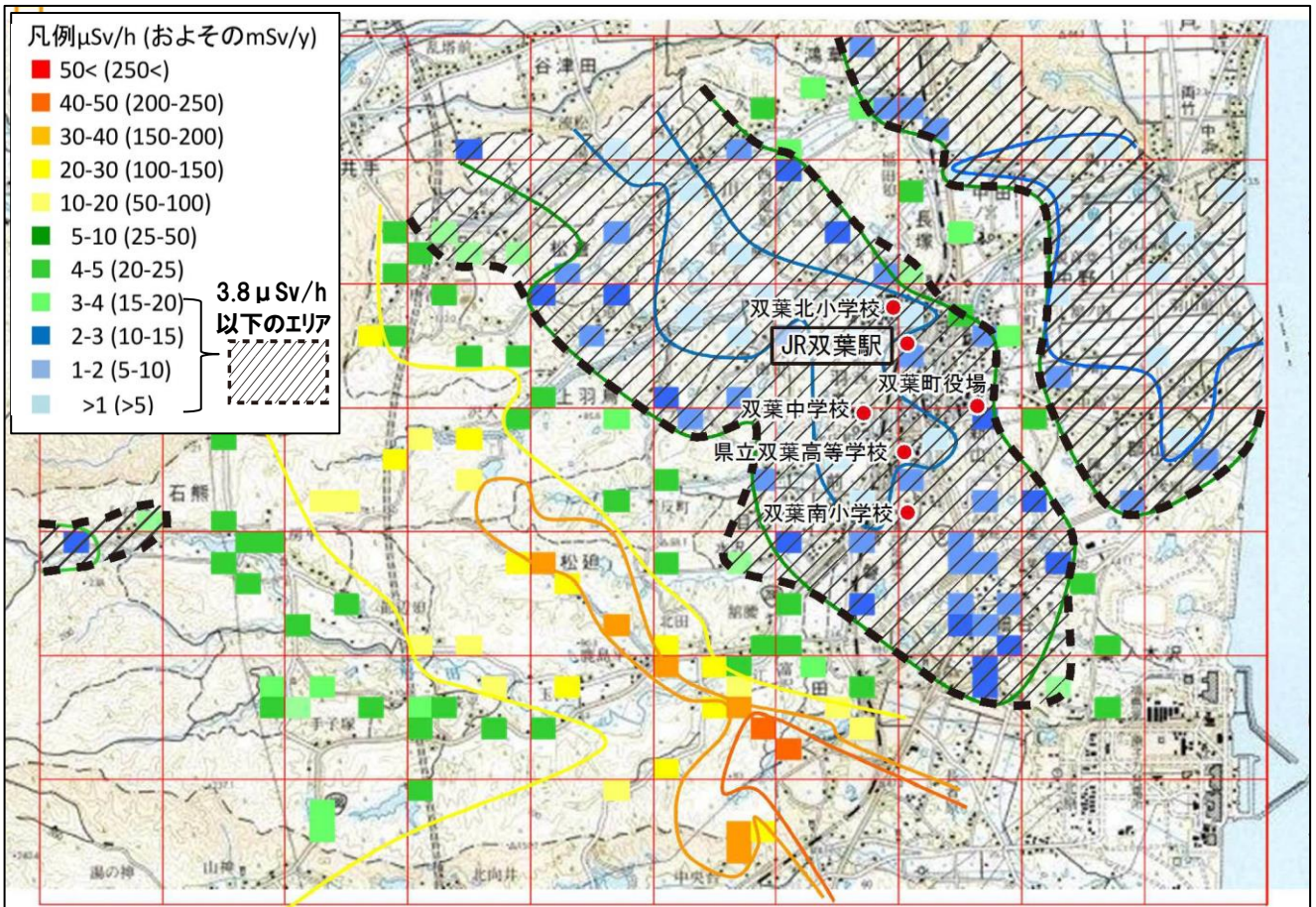
3. 町内での取組

(1) 町内復興拠点の配置の考え方

① 町内復興拠点と放射線量の関係について

- 平成26年2月時点の町内全体定点放射線量率分布は下図のとおりとなっています。
- 平成26年6月に内閣府原子力被災者生活支援チームから公表された「放射線量の見直しに関する参考試算」によると、平成25年11月19日時点で $3.8 \mu\text{Sv/h}$ （避難指示解除準備区域の基準）の地点が、除染の効果が高い（低減率59%）場合の試算で、事故10年後の平成33年3月11日時点には、 $0.6 \sim 0.7 \mu\text{Sv/h}$ ※に低減するとされています。
- ※一定の仮定に基づく個人の年間被ばく線量では1～2mSv/年に相当するとの試算もあわせて公表
- また、国の「大熊・双葉ふるさと復興構想-根本イニシアティブ-（平成26年8月26日）」において、「町の復興拠点として重要な地区や施設等については、現時点において帰還困難区域であっても、町の復興に資する観点から優先的に除染を行うことや、事業活動等の自由度を高める避難指示区域の見直しを行うこと等を地元とともに検討する。」とされています。
- このことや、新たなまちづくりの基盤整備によってさらに線量低減が見込まれることも踏まえて、平成26年2月時点の町内の空間線量率が、 $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 以下の下図のエリアを中心に町内復興拠点の配置を検討します。

■町内全体定点放射線量率分布図(空間線量率 地表面から高さ1m):平成26年2月測定



※()内は年間積算数量を試算した。但し、おおよその切りのよい整数表示とした。

積算は屋内8時間、屋外16時間の滞在で、屋内は木造家屋（屋外の40%低減効果）として試算した。

※ $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 以下のエリア:H26.2時点の空間線量率が $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 以下の測定点を囲んだ概ねのエリアであり、空間線量率は場所により異なる。

②町内復興拠点の配置にあたり考慮すること

○復興まちづくりの進め方に示した、町の復興を牽引する「町内復興拠点」の配置にあたっては、町内の線量が低い一定の地域に「新たな産業・雇用の場」や「新たな生活の場」の整備と「既存中心市街地の再生」を図り、そこに産業や生活関連サービスなどの都市機能を集約させ、インフラや住宅などを再構築し、これまでの双葉町の良さを引き継いだ「新たな双葉町」を目指します。そのため、放射線量の低さに加えて、福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全等が確保されていることを前提として、以下の点を考慮して、拠点となるエリアを選定します。

「新たな産業・雇用の場と住環境の調和」

- ・町内の新たな産業・雇用の場は、従業者の通勤を考慮し居住地との近接性を考慮しつつ、住環境を阻害することがないように住宅との混在を避けるとともに、住宅地と一定の距離を保ち住環境との調和を図れること。

「歩いて暮らせるコンパクトな街の形成」

- ・人口減少や高齢化社会を見据え、鉄道駅という公共交通の結節点を中心として一定のエリアに生活関連サービスを集約し、その周辺に良好な住環境を確保することにより、歩いて暮らせるコンパクトな街を形成できること。

「既存中心市街地の再生」

- ・双葉町の良さを継承しながら復興を実現する上で、既存中心市街地は古くから歴史・文化や商業・交通の中心であり、ふるさとも感じることができる大事な場所であることから、インフラ復旧・建物再建等を進めながら既存中心市街地を再生するため、町内復興拠点に既存中心市街地が含まれること。

「津波被災地の復旧・復興」

- ・津波で大きな被害を受けた両竹・浜野地区は、海岸堤防や海岸防災林・公園などの整備により、津波リスクの軽減を図りながら、避難指示解除準備区域であることを活かして、双葉町の復興の「さきがけ」として再生するため、将来的な町内復興拠点の整備は、この地区との連携が図られること。

「復興に資する適切な交通ネットワークの確保」

- ・町内への産業誘致と町民の避難先と町内の交通利便性を向上させるとともに、住宅地等の生活の場に通過交通が流入することがないようにするため、常磐自動車道への復興インターチェンジ（IC）の整備を求めるとともに、復興インターチェンジとネットワークする幹線道路の整備を国・県に求めていく。これらの道路の活用が図られること。

「効率的かつ効果的な町内復興拠点整備」

- ・町内復興拠点整備の容易性から、できるだけ平坦でまとまった土地を有効に活用できること。
- ・町内復興拠点の整備にあたっては、沿岸部等を整備する上で、一定の盛土造成が必要になり、盛土のための土を確保する必要がある。この土は、盛土をする場所のできるだけ近くで確保することが造成工事に、効率的であるとともに環境への配慮上も望ましいため、町内復興拠点内の一部高台の山林を削ることによって確保することを検討する。この町内復興拠点内の一部の山林を削ることで、高い除染効果を発揮し、町内復興拠点の放射線量をより低減することにつながるとともに、山林を削ることによって生み出される高台の平らな土地は、自然環境や眺望に恵まれた良好な住宅地として新たに整備することが可能となる。そのため、交通利便性の高いところに、こうした場所を確保できること。

③町内復興拠点の配置の基本的な考え方

○①②を踏まえ、町内復興拠点は、線量が比較的低いエリアを中心として、津波被災地域、既存中心市街地周辺、JR双葉駅西側の一部高台の山林を含む、ひとまとまりのエリアに集約して配置します。

具体的な配置、復興まちづくりのイメージ図を次頁に示します。



(2) 双葉町復興まちづくりイメージ図

【基本的な考え方】

福島第一原子力発電所事故及び地震・津波の被災により、町全体の荒廃が進んでいることから、除染、福島第一原子力発電所の事故収束・廃炉の進捗、インフラの復旧等に要する時間を踏まえると、町全体の復興を達成するには長い時間がかからざるをえないと考えられます。

そのため、すべての事業を一度に進めることは難しいことから、復旧・復興事業を重点的に進める「町内復興拠点」を設け、「町内復興拠点」を中心に段階的に復旧・復興事業を進めながら、町の復興を実現していくことが適切です。

【町内復興拠点の整備】

- 町全体の荒廃が進む中で、町を復興させていくためには、双葉町の復興を牽引する新たな産業の誘致を図り雇用を生み出す「新たな産業・雇用の場」と、荒廃した市街地を再生し、帰還する町民と新たな町民が安心して快適な生活を送ることができる「新たな生活の場」が必要です。
- 長い歴史・伝統を有する双葉町を再興していくためには、全く新しい街を創造するのではなく、双葉町の歴史・伝統に根差したまちづくりが欠かせません。そのため、古くから歴史・文化や商業・交通の中心であり、ふるさとを感じることができる大事な場所である既存中心市街地の再生が双葉町の復興には不可欠です。
- 双葉駅周辺は、現時点でも自然減衰により放射線量が比較的低くなっています。そのため、避難指示解除準備区域から双葉駅周辺にかけてのエリアにおいて、既存中心市街地を活かしつつ、その周辺を整備し、「新たな産業・雇用の場」と「新たな生活の場」を形づくっていきます。

●**新産業創出ゾーン**：「新たな産業・雇用の場」として、避難指示解除準備区域から浜通りの復興の基幹道路である国道6号にかけてのエリアを「新産業創出ゾーン」に位置づけ、廃炉・研究開発・新産業の拠点として、事業所・研究機関等の誘致を進めます。

●**新市街地ゾーン**：「新たな生活の場」として、交通利便性の高い双葉駅周辺の再開発を図り、駅西側に公共施設等の再整備や新たな住宅需要の受け皿として住宅団地の整備を行うなど、人口減少・高齢化社会を見据えて、歩いて暮らせる「コンパクト」なまちづくりを行います。

●**まちなか再生ゾーン**：もう一つの「新たな生活の場」として、JR常磐線から国道6号の間の既存中心市街地において、歴史のある建造物の保存・再建を図るなど、古き良き街並みを再生しながら、商店や住宅等を中心とした街の再整備を行い、ふるさとでの暮らしを感じられる場を創出します。

●**再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン**：荒廃した農地の再生モデルとして、避難指示解除準備区域をさがげに、再生可能エネルギー拠点としての活用（大規模太陽光発電基地の誘致やバイオマス活用方策の検討やその拠点で生み出される再生可能エネルギーを活かした植物工場等の農業再生モデル事業を構想し、その再生モデルを他の地区へも展開していきます。この地域における再生可能エネルギー拠点の創出は、原子力発電と対極にある自然エネルギーを有効に活用した新たな双葉町のまちづくりのシンボルとなります。

●**復興祈念公園・緑地ゾーン**：海岸沿いの地区は、津波で大きな被害を受けたことから、「復興祈念公園・緑地ゾーン」として、海岸防災林や公園の整備を図り、東日本大震災・原発事故の復興過程の発信の場と、双葉海浜公園を思い

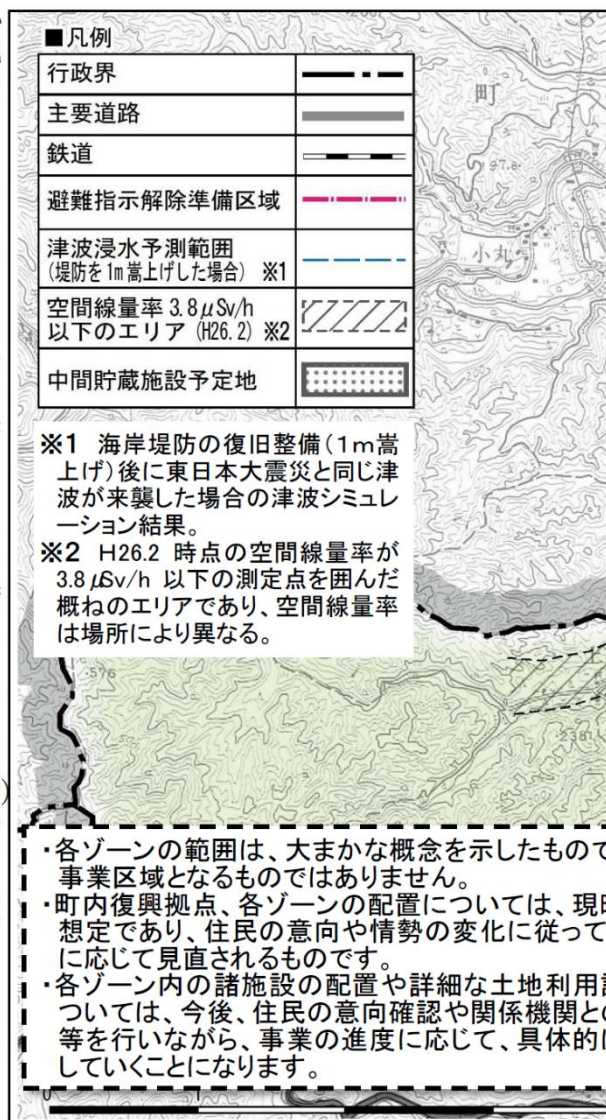
起こす町民の憩い・スポーツします。

●**復興シンボル軸**：町内への産業便性を向上させるため、常磐自整備を求め、復興インターチェル路の整備を求めます。

【町内復興拠点の外の復興の

- 町内復興拠点の外の地区について、状況に応じて、家屋の除染の復旧などの取組を行います。
- 一方で、双葉町住民意向調査新踏まえると、双葉町の人口減少から離れた地区においては生活そのため、帰還を希望される町、町内復興拠点に居住できるよう
- その上で、町内復興拠点の外の放射線量の低減状況に応じて農図ります。その中でも放射線量耕作再開のモデルとして、重点

●**農地・森林型土地利用ゾーン**：農



クリエイションの場として再生し

誘致と町民の避難先からの交通利
動車道に復興インターチェンジの
ンジと町内復興拠点を結ぶ幹線道

方向性

ても、自宅への帰還を希望される
を国に求めるとともに、生活道路

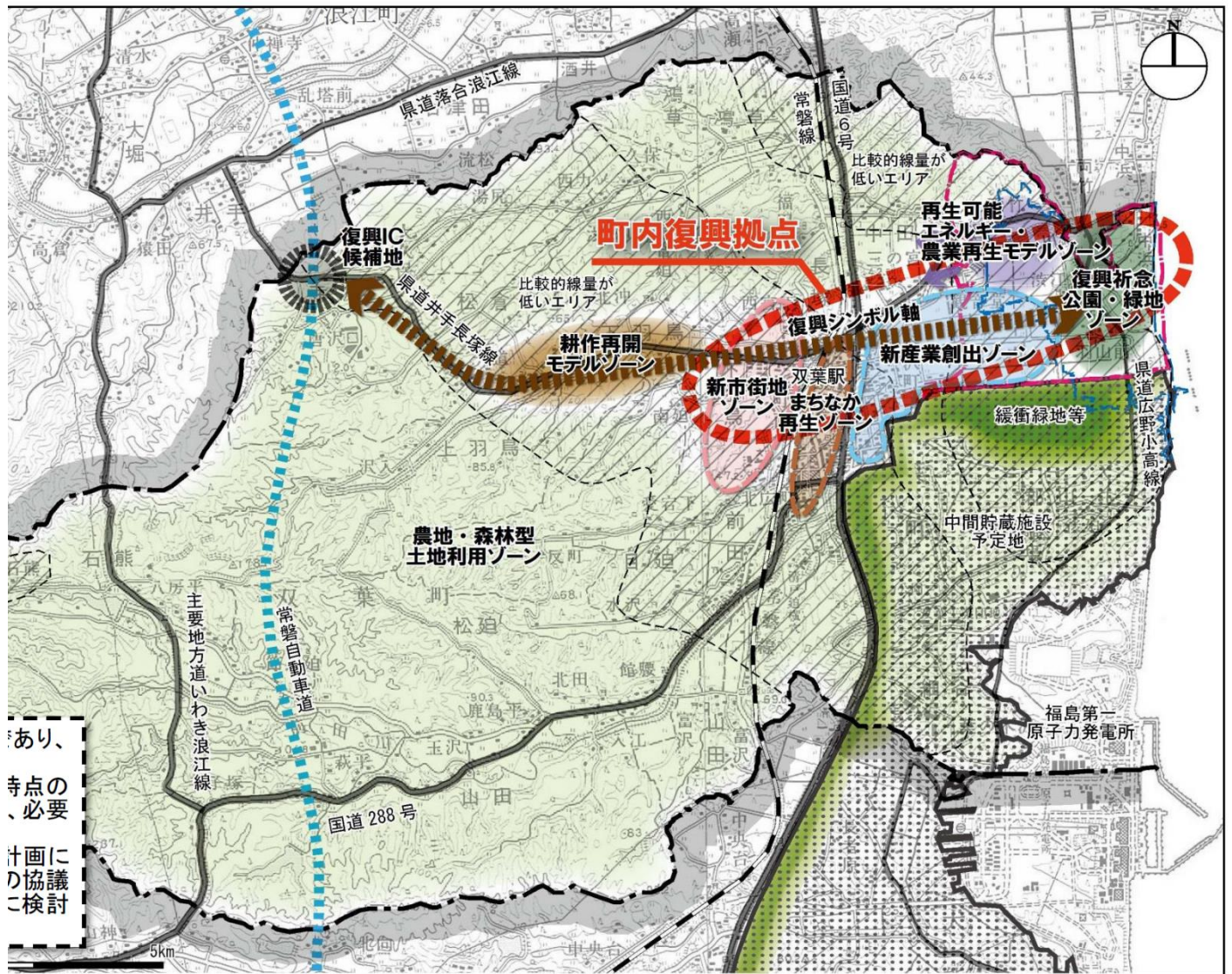
結果や今後の人口減少社会の進展を
は避けられないことから、市街地
しにくくなることも想定されます。
町民に対しては、生活利便性の高い
な施策を検討していきます。
地区は、従前の土地利用を踏まえ、
農地・森林を主体とした土地利用を
が比較的低い優良農地については、
的取組を行います。

地・山林については、営農・営林

が再開できるまで、適切に管理していくための手法や体制の整備
を国・県に求めていきます。特に、営農再開については、新しい
農業の研究・実証を踏まえながら、農地の担い手への集約化・農
家の大規模化等、良好な営農再開環境の確保に向けた取組を営農
希望者のご意見を聞きながら検討します。

- ・町内復興拠点における太陽光・バイオマス等再生可能エネルギー
関連施設誘致等の実績を踏まえ、復興拠点の外についても再
生可能エネルギー拠点の可能性を検討します。
- ・放射線量が非常に高い一部の地区の将来的な土地利用の在り方
については、国の主体的な対応を求めながら、住民のみなさん
のご意見を踏まえて、検討を進めます。
- ・中間貯蔵施設の予定地については、国に対して地権者への丁寧
な説明と納得のいく対応を行うよう引き続き強く求めていく
ほか、中間貯蔵後の土地利用のあり方についても今後検討し
ていきます。

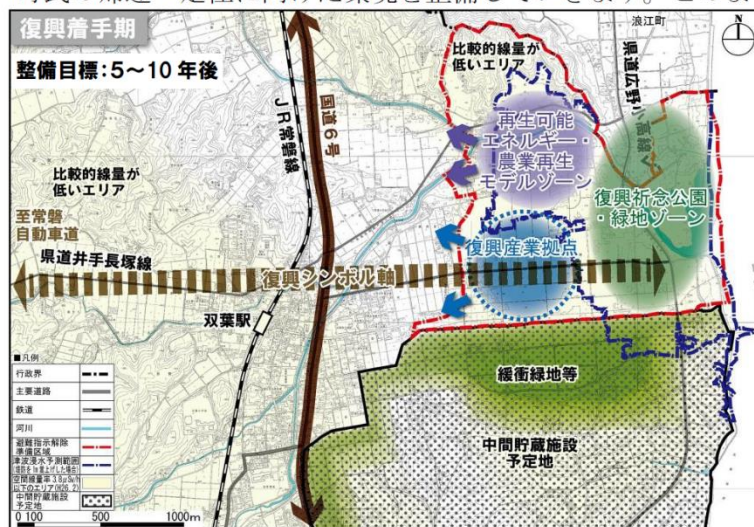
●耕作再開モデルゾーン：農地のうち、線量が比較的低い地区を「耕
作再開モデルゾーン」として、国に徹底した除染を求めるととも
に、農業基盤の再整備を行い、農家の大規模化等を図りながら良
好な営農環境のもと耕作の再開を図ります。この再開モデルを町
内の他の地区へも展開していきます。
復興ICから町内復興拠点への復興シンボル軸に沿って、田畑が再
生することで、双葉町の田園風景を取り戻します。



あり、
寺点の
、必要
計画に
の協議
を検討

(3) 町内復興拠点の段階的な整備イメージ図

【段階的整備の進め方】・・・「町内復興拠点」の整備を一度に進めることは困難であることから業務機能の集積を優先させ、必要な生活関連サービス等の立地を促していきます。その上で、町民の帰還・定住に向けた環境を整備していきます。このような考えの下、以下のステップを踏



「避難指示解除準備区域における取組」

- 避難指示解除準備区域のうち、海岸堤防の整備により、津波リスクが少なくなる中野地区に、町の「復興拠点」として、「復興産業拠点」を先行して段階的に整備します。
- 「復興産業拠点」に、福島第一原子力発電所の廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の先行立地を図るほか、廃炉に関わる研究機関・アーカイブセンターなどを誘致し、廃炉・研究開発・新産業の集積地として、町の産業再生のさきがけとなる拠点とします。復興産業拠点は、事業所の立地状況に応じて、将来的に西側へ発展させていきます。
- 「復興産業拠点」には、就業者を対象とした商業・生活関連サービスを担う事業者の立地や、宿泊施設・短期賃貸住宅の整備を図り町の復興のさきがけとして複合的な機能をもった「復興拠点」を形成していきます。
- 沿岸部は、福島県による海岸堤防（1m嵩上げ）が平成30年度を目標として、海岸防災林が平成32年度を目標として整備されます。海岸堤防の整備によってもなお津波リスクが残るエリアは、復興記念公園を誘致し整備します。
- 両竹地区において、荒廃した農地の再生モデルとして、再生可能エネルギー拠点としての活用やその拠点で生み出される再生可能エネルギーを活かした植物工場等の農業再生モデル事業を構想します。
- 常磐自動車道に復興インターチェンジの設置を求め、「復興産業拠点」と常磐自動車道を結ぶ幹線道路（復興シンボル軸）の整備を求めます。
- 復興産業拠点の整備には、上下水道機能が不可欠であることから、水道施設の本格復旧を双葉地方水道企業団に要望するとともに、暫定的な措置としての井戸等による必要な水の確保や下水道機能の復旧方策を検討し、整備します。
- これらの取組により、避難指示解除準備区域については、概ね5～10年後までには、町の産業・復興拠点として発展を遂げていることを目標とします。とりわけ海岸堤防が完成する平成30年頃には「復興産業拠点」にて本格的な企業活動が開始できるよう基礎的インフラの早期整備に取り組んでいきます。

「その他の町内における取組」

- 線量が低い既存の公共施設を活用して、町民が一時帰宅した際に快適に休憩できる環境を早期に整備します。その上で、復興産業拠点に新たに整備される施設なども活用して、一時滞在支援機能を充実させていきます。
- 帰還困難区域においても荒廃家屋の解体・撤去等に取り組みます。
- 町内において「共同墓地」の整備を進めます。
- これらの取組を通じて、双葉町の復興のさざしを町民の目に見える形で発信します。

- 帰還困難区域の見直しを可能とした上で、
- 公共交通の利便性の福祉・教育・文化・「保したコンパクトな
- 既存中心市街地を活かすなど、古き良等を中心とした街の感じられる場を創出
- 「復興産業拠点」をを拡大していきます
- こうした取組を通じ環境を整えます。

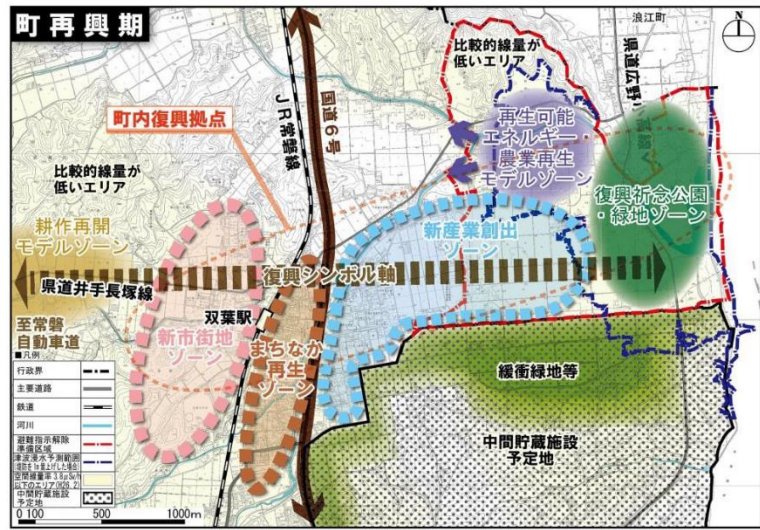
- 本格復興期の整備期は、国・県と除染・し、その上で、具体

ら、まずは、避難指示解除に先立ち産業・公共施設の再整備や住宅団地の整備など、着実な取り組みを進めます。



しにより、全面的なインフラ整備等以下の取組を本格化させます。高い双葉駅西側を中心に行政・医療・商業施設等や新興住宅地を集約して確かな街を新たに整備します。歴史のある建造物の保存・再建を街並みを再生しながら、商店や住宅の再整備を行い、ふるさとでの暮らしを再興させ、新産業創出ゾーンを創出します。また、避難先から戻り、町民が安全に安心して帰還できる

開始時期及び整備目標時期についてインフラ整備の具体的な工程を協議し、段階的な時期を明らかとしていくことと



- 避難先と「町内復興拠点」の二地域居住も可能とする仕組みを導入しながら、帰還を希望する町民が安心して快適な生活を送れる環境を整えます。
- 新産業に従事する方など新たな町民の定住促進に向けた取組を進めます。
- 避難先に定住した町民を含めて、双葉町にゆかりのある人が広く集まり交流できる場をつくり、双葉町の伝統・文化関連行事を町内で再開します。
- 耕作再開モデルゾーンにおいて、耕作再開を本格化します。

(4) 町内復興拠点の各ゾーンの整備の方向性

● 関連する主な意見

【歴史・伝統・文化・風景】

- ・海浜公園をつくってほしい
- ・浜野・両竹にフラワーロードをつくってほしい

【原子力事故の教訓の伝承】

- ・原発事故の歴史を継承し、全世界に発信する施設をつくる

【新たな産業】

- ・原子力発電所と対極にある自然エネルギー（太陽光発電）の基地づくりを浜野地区等で行う

【農業】

- ・花卉栽培を再開する
- ・農業の再生のために、新しい農業を取り入れる
- ・再生可能エネルギー（太陽光、地中熱、バイオマス、風力等）を活かした植物工場や陸上養殖場などを作って、さらに加工して付加価値を付けた上で、販売するといった六次化のモデルをつくることも有望

【インフラ】

- ・インフラの確保は必要
- ・復興ICと町内を結ぶ道路を避難道路として活用すべき
- ・町で事業者が活動するためには、高速交通網の整備がなされていることは重要
- ・町内への復興インターチェンジの設置は、復興産業拠点整備の前提であるため、常磐自動車道への双葉町復興インターチェンジの設置とそのアクセス道路の整備を国・県へ強く要望していくべき

復興祈念公園・緑地ゾーン

- 中浜及び中野の沿岸は、福島県による海岸堤防（1m嵩上げ）の整備が行われますが、なお高い津波リスクが残るため、双葉町の土地を守る海岸防災林と復興祈念公園を整備します。
- 復興祈念公園として、地震・津波災害と原発事故の教訓と復興の過程を広く後世に伝えるため、国営復興祈念施設（岩手県・宮城県・福島県に一カ所ずつ整備予定）の誘致を、県営公園の整備とともに福島県に要望します。復興祈念公園には、震災・原発事故からの復興を記念した「記念碑」等の設置も求めます。復興祈念公園は、津波からの防御機能を兼ね備えたものとして整備を求めます。また、復興産業拠点に誘致する原発事故のアーカイブセンターと連携することで、東日本大震災と福島第一原発事故の「学びの場」として、全国・世界からの来訪者を受け入れる施設とします。
- 将来的には、双葉海浜公園を思い起こす町民の憩い・スポーツレクリエーションの場として整備します。
- これらの整備により、かつての海辺の風景を再現し、双葉町の風景の一つを取り戻します。

再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン

- 海岸堤防を整備しても津波リスクが残る両竹地区を中心としたエリアは、荒廃した農地の再生モデルとして、再生可能エネルギー拠点としての活用（大規模太陽光発電基地の誘致やバイオマス活用方策の検討）やその拠点で生み出される再生可能エネルギーを活かした植物工場等の農業再生モデル事業を構想します。
- この地域における再生可能エネルギー拠点の創出は、原子力発電と対極にある自然エネルギーを有効に活用した新たな双葉町のまちづくり（再生可能エネルギーを活用した植物工場等や新エネルギー産業の誘致等）のシンボルとなります。
- 農業再生モデル事業として再生可能エネルギーを活かした植物工場等の実現可能性等についても検討していきます。
- このゾーンでの実績をもとに、この再生モデルを他の地区へも展開していきます。

復興シンボル軸等の基幹道路の整備

- 常磐自動車道に復興インターチェンジ（IC）の設置を要望します。
- この復興ICと町内復興拠点を結ぶ道路を「復興シンボル軸」として整備を要望していきます。この道路は、国道6号とともに双葉町の広域道路ネットワークを形成し、町の交通利便性を向上させます。
- 「復興シンボル軸」沿いには、交通利便性を活かし大規模商業施設や娯楽施設等の立地を誘導します。
- 国道6号については、浜通りの復興の基幹道路となることから交通量の増大も見込まれるため、4車線化を要望していきます。国道288号についても、中通り地方と双葉町を結ぶ重要な交通路であることから、その拡幅整備を要望していきます。
- これらの道路は、災害や事故などにより町外避難が必要となった場合に、避難路としての役割を担います。

● 関連する主な意見

【新たな産業】

- ・廃炉・除染を促進する施設・企業を誘致する
- ・まずは国策で産業を誘致する
- ・イノベーションコースト構想を中心に企業などの誘致を図る
- ・中心となる産業立地により、その他の産業（商業、サービス業、宿泊業等）が自然に集まるようにする
- ・復興産業拠点が、新エネルギー（再生可能エネルギー、水素エネルギー等）を活用した、スマートシティ（インダストリアルパーク）のモデルとなるよう、国・県の強力な取組を要望していくべき
- ・町内の事業所での就業者だけでなく、一時帰宅する町民も利用できる、宿泊施設や短期賃貸住宅等を復興産業拠点内に整備すべき

【産学連携】

- ・国際産学連携拠点を整備する
- ・世界に発信する情報発信拠点を整備する
- ・産業施設に宿泊施設や体験型施設を併設する
- ・世界から視察・研修に来る仕組みをつくる
- ・作業員等の癒しの場になる施設をつくる

【原子力事故の教訓の伝承】

- ・原子力の歴史を映像で見ることができ施設をつくる
- ・原発事故の歴史を継承し、全世界に発信する施設をつくる

【きずな・コミュニティ】

- ・分散している町民が全国から集まれる場所をつくる
- ・町民が一時帰宅した際に快適に休憩でき、一時帰宅した町民同士が交流できる場を早期に町内につくる

新産業創出ゾーン

- 中野地区に産業・業務機能の早期立地を目指して、以下のような複合的な機能をもった町の「復興拠点」を先行して整備します。この産業機能を軸とした「復興産業拠点」を中野地区から将来的に西側へ発展させていきます。

「復興産業拠点の整備」

- 避難指示解除準備区域のうち、海岸堤防の整備により津波リスクが少なくなる中野地区を対象として、廃炉・除染・インフラ復旧作業の効率化を図るため、作業関連事業所、資機材・車両基地、作業員等の食事・休憩施設（福利厚生施設）等を先行して誘致します。
- 廃炉に関わる技術者等の育成を図る研修（教習）施設を誘致します。
- 国がまとめた「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会報告書（平成26年6月）」を具体化する拠点として、廃炉・ロボットの研究開発施設や産学連携施設（大学のサテライトキャンパス等）、関連企業等の誘致を行い、廃炉・研究開発・新産業（エネルギー関連産業等）の集積地を目指します。新エネルギー（再生可能エネルギー・水素エネルギー等）の活用を含めて、環境に優しく先進的技術を導入した新たな産業団地のモデル（スマート・シティ（インダストリアルパーク））を目指します。
- 就業者を対象とした商業・生活関連サービス（小売、飲食、清掃等）を担う事業者の立地環境を整備します。
- 町内事業者の事業再開・新事業進出等を支援します。
- 就業者のほか、一時帰宅する町民も対象として、宿泊施設・短期賃貸住宅等の立地を図ります。

「アーカイブセンターの設置」

- 原発事故のアーカイブセンター（原発事故の記憶・記録・教訓等を資料や映像として保管し、展示・公開等を行う施設）を誘致します。

「産業交流センターの整備」

- 新たな産業・雇用の場の付加価値を向上し施設立地を促進するため、ゾーンの中心に、研究者や企業、大学等の交流を促すコンベンション施設や情報発信施設、共同研究施設、貸研究室等を確保した産業交流センターを整備します。産業交流センターは、研究者や就業者の様々な活動をサポートする拠点として、食堂・売店・休憩施設・診療所等の福利厚生機能も兼ね備えたものとなります。

産業交流センターイメージ



「町民の一時滞在支援機能の充実」

- 産業交流センターを町民の一時帰宅の際の滞在・交流施設等としても活用し、快適に一時帰宅できる環境を整備します。
- ※町民が一時帰宅した際に快適に休憩できる環境は、センターの整備に先立ち、既存の公共施設を活用して早期の整備を図りながら、拠点の整備に応じて、機能の充実を図っていきます。

●関連する主な意見

【町の核】

- ・商業施設、病院、金融機関などが一箇所にあり、近くに公園や憩いの場があるまちをつくる
- ・復興公営住宅を中心として、商業施設、老人が相互に助け合える共同生活の場をつくる
- ・医療、介護施設を充実させる
- ・生活インフラの確保が必要
- ・コミュニティの場づくりをする
- ・新しい人、事業者を受け入れる体制、意識を持つ必要がある
- ・景観に配慮したまちづくりを行う
- ・駅の東西の連携を図れるようにする
- ・中間貯蔵施設ができると自宅がなくなってしまう。そういう自分が帰れる場がほしい

【教育】

- ・双葉町の学校を再開する
- ・中高一貫校のシステムを活用する

【きずな・コミュニティ】

- ・分散している町民が全国から集まれる場所をつくる
- ・筑波研究学園都市のような新旧が交じり合うまちづくりに取り組む

【スマートタウン構想】

- ・新技術・新エネルギーのまちづくりへの活用を図る

新市街地ゾーン

「双葉駅西口中心核の整備」

- 新たな生活の場における住民等の利便性を考慮すると、行政・保健・医療・福祉・商業・交流施設等は一定の場所に集約して確保することが有効です。
- このため、公共交通の利便性やまとまった用地の確保等を考慮し、双葉駅西口駅前を中心としたエリアに、診療所、高齢者福祉施設、スーパー、飲食店、町内外の町民が交流・滞在できる施設等を確保した中心核（シビックコア）を整備します。
- 双葉駅西口について、復興シンボル軸となる基幹道路など周辺の道路整備とあわせた、バス発着場を備える西口駅前広場の整備や、従前の駅前である東口との連携を強化（例：駅舎の橋上化の検討）し、利便性の向上を図ります。

双葉駅西口中心核イメージ



「住宅団地の整備」

- 復興拠点へ帰還を希望する町民及び新しい町民として住みたくなる住宅団地を整備します。
- 双葉駅西口中心核の周辺には、災害公営住宅や公的賃貸住宅の整備を行います。
- また、地震・津波によって自宅を失った方、公共事業のために自宅を収用された方、復興拠点の外に自宅のある方を含めて、復興拠点への帰還を希望する町民を対象として優良な分譲住宅地を整備します。
- この住宅地には、新たな産業に従事する技術者・研究者等の新たな町民の定住もあわせて誘導します。

住宅団地イメージ



「教育施設の再整備」

- 住宅の整備状況等を踏まえながら、町立幼小中学校の再整備を行います。
- 「まちなか再生ゾーン」にある双葉高校の再開を県に働きかけます。

「潤いのある街の整備」

- 居住者の利便性や住環境を考慮し、街区公園や近隣公園等を適宜配置します。
- 周辺の自然景観と調和した双葉町らしい街並みを形成します。

「環境配慮型都市の整備」

- IT（情報技術）や環境技術などの先端技術を駆使し、街全体の電力の有効利用を図るなどの環境配慮型都市を目指します。

● 関連する主な意見

【シンボル】

- ・町の風景の復活が必要

【きずな・コミュニティ】

- ・祭りやイベントを開催する

【歴史・伝統・文化】

- ・町の記念館や資料館（実演・体験型施設等）をつくる
- ・町の伝統文化を次の世代に引き継いでいく場所がほしい

まちなか再生ゾーン

「ふるさと通りの再生」

○宿場町からの古い歴史を有する商店街が形成されていた通りを活かして、歴史のある建造物の保存・再建を図りながら、沿道に神社や趣のある商店、蔵のあるお屋敷等の再建や、建物の外観を工夫した公営住宅等の整備を図ることにより、古き良き双葉町の街並みを再生します。再生した通りを活かして、ダルマ市などの祭りを町で再開します。

ふるさと通りイメージ



「既存中心市街地の再整備」

- 震災・避難により被害を受けた建物の解体撤去などを進め、土地区画整理事業などを実施しながら、街区の再整備を行い、帰還する町民や新住民を受け入れるための住宅整備（災害公営住宅や公的賃貸住宅の整備、空地の有効活用等）を図ります。
- 国道6号沿いにはガソリンスタンド、自動車整備工場、コンビニエンスストアなどのロードサイド型施設の再開・立地を図ります。

(5) 町内復興まちづくりの段階ごとの取組

町内での取組【復興着手期】 整備目標:5~10年後

● 関連する主な意見

【インフラ】

- ・水源（飲料水、工業用水、農業用水）の確保が必要
- ・下水処理施設を確保する

【新たな産業】

- ・廃炉・除染を促進する施設・企業を国策で誘致する
- ・復興は若者の雇用の場の確保（企業誘致）から進める
- ・作業員等の癒しの場になる施設をつくる
- ・原子力発電所と対極にある自然エネルギー（太陽光発電）の基地づくりを浜野地区等で行う
- ・他にはない新たな技術を使った産業、双葉でしかできない研究を行う
- ・町内建設事業者の作業拠点（事務所・作業場・ヤード）の整備が必要
- ・町内の事業所での就業者だけでなく、一時帰宅する町民も利用できる、宿泊施設や短期賃貸住宅を復興産業拠点内に整備すべきである
- ・新産業を支える高速通信回線基盤が必要
- ・就業者の増加に備え救護施設が必要

【産学連携】

- ・国際産学連携拠点を整備する
- ・世界に発信する情報発信拠点を整備する
- ・産業施設に宿泊施設や体験型施設を併設する
- ・世界から視察・研修に来る仕組みをつくる

【農業等】

- ・農業の再生・新しい農業を取り入れる
- ・花卉栽培を再開する
- ・農業系研究所の誘致
- ・再生可能エネルギー（太陽光、地中熱、バイオマス、風力等）を活かした植物工場や陸上養殖場などを作って、さらに加工して付加価値を付けた上で、販売するといった六次化のモデルをつくることも有望。実効性の高い計画を打ち立てるべき。

【既存産業の再生】

- ・町内の事業者に対する再開支援・新事業への進出支援が必要
- ・町の事業者が復興事業に参加できる仕組みや新産業を受け入れる新技術のスキル習得のための支援が必要
- ・再開する事業者への雇用支援が必要

【原子力事故の教訓の伝承】

- ・原子力の歴史を映像で見ることができる施設をつくる
- ・原発事故の歴史を継承し、全世界に発信する施設をつくる

【雇用の場】

- ・企業を誘致して雇用を生み出す必要がある
- ・将来の子どもたちも双葉町に働きに来るようにすることが理想

【生活関連サービス】

- ・企業立地を先行して進めて、周辺産業（商業、サービス業等）が自然と集まるようにするのがよいのではないかと

【安全・安心】

- ・津波が心配

まちづくり方針項目

復興着手期における産業復興の取組は、復興産業検討部会の提言を基本としながら、以下のとおり取り組みます。

● 生活・産業を支えるインフラの整備

- ・町内での活動を再開するために必要な道路、上下水道、電気・通信等のインフラを復旧・整備します。
- ・復興産業拠点内の施設・企業立地を促進するため、JR常磐線の運行再開や就業者のための交通手段の確保を図ります。

● 復興を牽引する新たな産業の創出

- ・できるだけ早く町民のみなさんに町の復興を目に見える形で示していくため、現時点において早期の土地利用が可能と考えられる避難指示解除準備区域の津波被災リスクが少ないエリアに町の復興の足掛かりとなる「復興産業拠点」を整備します。
- ・町の復興を牽引する新たな産業を創出するため、国や県等と協力し、廃炉やロボット開発等に関わる研究開発機関・関連企業や国際産学連携拠点の誘致等を行い、復興産業拠点の発展に向けた取組を進めます。
- ・復興産業拠点には、地震・津波・原発災害の記憶を風化させないためのアーカイブセンターや産業交流センターを設置し、多くの人々が町に来訪し、交流できる環境を整備します。
- ・避難指示解除準備区域の農地を活用し、農地の荒廃防止・当面の有効活用方策のモデルとして、再生可能エネルギー拠点としての活用を図ります。

● 既存産業の再生、魅力的な雇用の場の確保

- ・農業の再生に向け六次産業化を視野に入れた再生可能エネルギーを活かした植物工場や陸上養殖場をはじめとする新たな農業モデルを構想します。
- ・地元事業者が町内の復興事業に参加できる仕組みの構築や、地元業者による新技術のスキル習得を支援します。
- ・施設立地が進むことによる昼間人口の増加に伴い、周辺の事業所再開や商業・生活関連サービスの立地支援を図り、継続的な雇用を生み出す魅力的な雇用の場を確保します。

● 津波災害への備え

- ・復興産業拠点等において町内での活動が再開されるにあたり、海岸堤防の復旧・整備や海岸防災林の整備を進めます。

取組項目（例）

| | |
|-------------|----------------------------|
| ・インフラの復旧・整備 | ・復興インターチェンジの設置 |
| | ・復興シンボル軸となる基幹道路の整備 |
| | ・復興拠点内の生活道路の復旧・避難道路の整備 |
| | ・上下水道機能（井戸・合併浄化槽の活用を含む）の回復 |
| | ・電気・通信の復旧 |
| | ・JR常磐線の運行再開 |
| | ・就業者の交通手段の確保（送迎バス運行等） |

| | |
|--|--|
| ・復興産業拠点の整備（産業団地の造成等） | ・廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の誘致 こうした事業に従事する町内事業者の再開・新事業進出への支援 |
| | ・町内建設事業者等を対象とした作業拠点（事務所・作業場・ヤード）の整備 |
| | ・廃炉に関わる先導的な研究機関の誘致 |
| | ・廃炉に関わる技術者の養成・研修施設の誘致 |
| | ・就業者のための福利厚生施設の誘致・整備 |
| | ・就業者や一時帰宅する町民のための放射線防護対策に配慮した宿泊施設・短期賃貸住宅の誘致・整備 |
| | ・企業活動を支える高速通信回線基盤の整備 |
| | ・就業者等の救護施設（診療所・救急搬送用ヘリポート）の設置 |
| ・復興産業拠点の発展・拡張 | ・安全管理センター（仮称）*の設置 *放射線モニタリング、放射線管理、ハザード情報、工事作業情報など安全に関わる情報等を統括し、就業者の安心を確保する施設 |
| | ・廃炉やロボット開発、新エネルギー等に関わる研究開発機関・関連企業のさらなる誘致 |
| | ・国際産学連携拠点の誘致 |
| | ・地震・津波・原発事故のアーカイブセンターの設置 |
| | ・産業交流センター（研修・福利厚生センター）の設置 |
| ・企業立地促進のための税優遇など特区制度の活用 | |
| ・大規模太陽光発電基地の誘致やバイオマスの活用方策検討等再生可能エネルギー拠点の形成 | |

| | |
|--|--------------------------------------|
| ・農業再生モデル事業の実施 | ・再生可能エネルギーを活かした植物工場、陸上養殖場などの実現可能性の検討 |
| | ・生産・加工・販売の一貫した六次産業モデルの検討 |
| | ・花卉栽培等の再開 |
| | ・新技術導入、省力化など新たな農業生産モデルの検討 |
| | ・農業関係の試験事業、研究機関の誘致 |
| ・町内で事業再開する事業者への雇用支援 | |
| ・地元事業者が町内の復興事業に参入できる仕組みの構築 | |
| ・新技術のスキル習得支援など新産業を支える人材の育成 | |
| ・町内における起業家支援 | |
| ・就業者を対象とした商業・生活関連サービス事業所の再開・立地支援 特に、町内事業者への支援 | |

| |
|---|
| ・海岸堤防の復旧・整備 ※福島県による1mの嵩上げを予定【完成目標：平成30年度】 |
| ・海岸防災林の整備【完成目標：平成32年度】 |

● 関連する主な意見

【安全・安心】

- 早期に除染を行ってほしい
- 中間貯蔵施設と除染の進め方が見えない
- 帰還困難区域に対する取組があいまい
- 家屋の解体はいつできるのか
- 町内には作業員もいるので、避難体制はつくっておくべき
- 廃炉作業や中間貯蔵施設への搬入作業における作業内容の情報開示など、町内に滞在する人の安全確保の取組が必要
- 就業者の放射線管理の徹底を町として要請すべき
- 復興産業拠点の開所にあわせて役場出張所機能の確保は必要

【きずな・コミュニティ】

- 共同墓地をつくってほしい
- 町民が一時帰宅した際に快適に休憩でき、一時帰宅した町民同士が交流できる場を早期に町内につくる

【歴史・伝統・文化・風景】

- 埋蔵文化財の整理・記録を行う必要がある
- 海浜公園をつくってほしい
- 浜野・両竹にフラワーロードをつくってほしい

まちづくり方針項目

● 暮らしの安全対策

- 除染の実施や放射線量のモニタリングと情報提供、荒廃家屋等の解体・撤去の実施等を進めます。
- 福島第一原子力発電所の廃炉作業や中間貯蔵施設の建設・搬入作業に係る作業状況の情報提供、就業者の放射線管理の実施を国・県・関係機関に求めます。

● 双葉町とのつながりの維持

- 既存の公共施設を活用した一時帰宅の休憩施設の整備や一時帰宅の改善、墓参環境の整備を進めます。
- 共同墓地の整備を進めます。
- 就業者等の福利厚生機能を兼ね備えた産業交流センターを活用し、町民の一時帰宅や墓参の際の休憩等に利用できる一時滞在支援機能の充実を図ります。

● ふるさとへの思いや良さの継承

- 文化財の保存・管理・記録、農地等の荒廃防止策など、ふるさとへの思いや良さを継承する取組を進めます。

● 双葉町の記憶を伝える・津波災害への備え

- 地震・津波・原発災害の復興の過程を広く国民・県民へ周知するとともに、双葉海岸の風景を再生し、将来にわたって多くの人々が町に来訪する仕組みづくりとして、また、将来の津波被害の軽減を図るため、復興祈念公園を整備します。

取組項目（例）

- ・復興拠点内の除染の実施
- ・放射線量のモニタリングと情報提供
- ・役場の出張所機能の確保
- ・所有者の同意を前提とした荒廃家屋等の解体・撤去の実施
- ・福島第一原子力発電所の廃炉作業や中間貯蔵施設の建設・搬入作業の安全確保・作業状況の情報提供の要請
- ・災害・事故時の避難情報の伝達手段の確保
- ・就業者の放射線管理の実施の要請
- ・町内における防犯・防火対策

- | | |
|--------------|------------------------------|
| ・一時帰宅支援 | ・既存の公共施設を活用した一時帰宅の休憩施設の整備 |
| | ・一時帰宅の継続的な改善要望 |
| | ・産業交流センターを活用した町民の一時滞在支援機能の充実 |
| ・墓参環境の継続的な整備 | |
| ・共同墓地の整備 | |

- ・町内における文化財の保存・管理・記録
- ・農地等の荒廃防止対策の実施

- ・津波被災地の海岸部に、国営・県営の復興祈念施設（公園）を誘致

- 避難指示解除準備区域（両竹・浜野地区）の復旧・復興については、津波被災地域復興小委員会において、住民説明会・住民意向調査による地区住民の皆さまの意向も踏まえて、審議され、平成27年2月9日に復興推進委員会へ報告がありました。
- 津波被災地域復興小委員会の報告を受けて、この長期ビジョンに基づく復興着手期における避難指示解除準備区域（両竹・浜野地区）の具体的な土地利用計画については、津波被災地域復興小委員会の報告を基本として、この長期ビジョンの内容と整合をとる修正を行った上で、次ページ以降のとおりとします。
- 双葉町の復興のさきがけとなる両竹・浜野地区の復旧・復興を進めるため「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画（両竹・浜野地区復興計画）」を策定し、事業を推進していきます。

①土地利用の方向性及び考え方

双葉町の復興の「さきがけ」としての両竹・浜野地区の再生

防災

祈念・伝承

復興・再生

<A>【海岸堤防、海岸防災林】

- ◆ 中浜及び中野の沿岸は、福島県による海岸堤防（1m 嵩上
が 2m を超える）ため、住宅地としての再建はせず、双葉
- ◆ 海岸防災林の整備により、かつての海辺の風景を再現し、

【復興祈念公園】

- ◆ 復興祈念公園として、地震・津波災害と原発事故の教訓、
致を、県営公園の整備とともに福島県に要望します。復興
モニュメントの設置も求めます。復興祈念公園は、津波
センターと連携することで、東日本大震災と福島第一原
- ◆ <C>【復興産業拠点】に整備される施設の活用も含めて、
- ◆ 将来的には、双葉海浜公園を思い起こす町民の憩い・ス
ポーツの場として整備し、
- ◆ 海岸防災林とあわせて、かつての海辺の風景を再現し、

<C>【復興産業拠点】

- ◆ 避難指示解除準備区域のうち、海岸堤防の整備により津
波被害から安全な地域を創出する。
- ◆ 復興産業拠点には、廃炉・除染・インフラ復旧作業の効
率向上を図る。
- ◆ 廃炉・ロボットの研究開発施設や産学連携施設、関連企
業の集積地として、町の産業再生の拠点とします。また、産
業の集積地として、町の産業再生の拠点とします。また、産
業の集積地として、町の産業再生の拠点とします。
- ◆ 復興産業拠点の整備にあたっては、上下水道機能が不可
なり。必要な水の確保や下水道機能の復旧方策を検討し、

<D>【再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン】

- ◆ 両竹地区については、荒廃した農地再生のモデルとして、
- ◆ 両竹地区については、住民意向調査において元の場所での
再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンとし
- ◆ この地域における再生可能エネルギー拠点の創出は、原
子力事故後の地域再生のシンボル（植物工場等や新エネルギー産業の誘致等）のシンボル
- ◆ 再生可能エネルギー拠点としての活用については、地区
の再生可能エネルギー産業の誘致等）のシンボル
- ◆ 住民意向調査において植物工場等への関心が高いと伺
っています。
- ◆ 両竹地区の高台（大平山）には、津波避難の教訓を記し
た方策について、両竹地区の住民の方の思いも踏まえなが
- ◆ 両竹地区における住宅の再建については、今後、町の復
旧を進めていきます。

復興シンボル軸としての拠点内道路の整備

- ◆ 常磐自動車道に復興インターチェンジ（IC）を要望し、
災害時には、避難路としての機能を担うこととなります。
- ◆ 域内の町道についても、災害復旧とともに、拠点の整備

墓地の整備

- ◆ 墓地については、住民意向調査において両竹地区の墓地を
「共同墓地」において、復興着手期に「共同墓地」
移転先の選択肢の一つとして具体的に提示していきます。

(出典) 双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画(両竹・浜野地区復興計画)
津波被災地域復興小委員会 最終報告(平成27年2月9日)を修正

げ)の整備が行われますが、なお高い津波リスクが残る(東日本大震災と同様の津波が来襲した場合、津波浸水深
町の土地を守る海岸堤防及び海岸防災林の整備を福島県に求めます。

、双葉町の魅力を取り戻します。

と復興の過程を広く後世に伝えるため、国営復興祈念施設(岩手県・宮城県・福島県に一カ所ずつ整備予定)の誘
興祈念公園には、震災・原発事故からの復興を記念した「記念碑」と「慰霊碑」、被災地の在りし日の姿を記した
からの防御機能を兼ね備えたものとしての整備を求めます。また、復興産業拠点に誘致する原発事故のアーカイブ
発事故の「学びの場」として、全国・世界からの来訪者を受け入れる施設となります。

この地区における津波避難ビル(施設)の整備を行います。

ポーツレクリエーションの場として整備します。

双葉町の風景の一つを取り戻します。

波リスクが少なくなる中野地区を対象として、復興産業拠点を先行して段階的に整備します。

率化を図るため、作業関連事業所、資機材・車両基地、作業員等の食事・休憩施設(福利厚生施設)等を先行して

業、原発事故のアーカイブセンター、技術者等の育成を図る研修施設等の誘致や、就業者を対象とした商業・生活
ほか、一時帰宅する町民も対象として、宿泊施設・短期賃貸住宅等の立地を図るなど、廃炉・研究開発・新産業の
業交流センターを町民の一時帰宅の際の滞在・交流施設等としても活用し、快適に一時帰宅できる環境を整備しま

欠であることから、水道施設の本格復旧を双葉地方水道企業団に求めるとともに、暫定的な措置としての井戸等に
整備します。

、再生可能エネルギー拠点としての活用及び植物工場等の農業再生モデル事業を構想します。

の住宅再建を希望する方が一定程度いらっしゃることから、将来的な住宅再建の可能性を残すこととします。その
での活用には景観上の配慮も求められます。

子力発電と対極にある自然エネルギーを有効に活用した新たな双葉町のまちづくり(再生可能エネルギーを活用し
となります。

の要望を受けて太陽光発電基地の誘致に向けた地権者が主体となった取組を支援していくとともに、農業再生モデ
した方策もあわせて検討していく必要があります。

ることから、農業再生モデル事業として再生可能エネルギーを活かした植物工場等の実現可能性についても検討し

と記念碑などの整備も検討します。なお、大平山については、浪江町が造成等を計画していることから、その活用
ら慎重に検討します。

日・復興を具体化していくなかで、地区内での住宅再建意向を持つ方のご意向を丁寧に把握しながら、対応を検討

、この復興ICと復興産業拠点を結ぶ道路を「復興シンボル軸」として整備を要望していきます。この道路は、災

にあわせて拡幅・整備を行います。

に残したいという意向が強いことを踏まえて両竹地区の墓地を活かすこととします。一方で、「双葉町復興まちづ
の整備を進めるとされていますので、今後、「共同墓地」の具体的な検討を進め、地区住民の皆さんに対して、

②土地利用計画

津波被災地域における復旧・復興の前提条件

- 避難指示解除の時期は町内の他の地区と一体として考えます。
- 津波被災地であることを踏まえて、将来の土地利用は、緑地・産業を優先することとし、町内へ帰還をされる際には、住民の皆さんの希望に応じて、町内復興拠点の双葉駅周辺に構想される住宅地にお住まいいただける方を検討します。

整備の進め方

- 各ゾーン内の整備は一度に進めるのではなく、今後調査等を進めながら、適地を把握し、段階的に進めていくことになります。

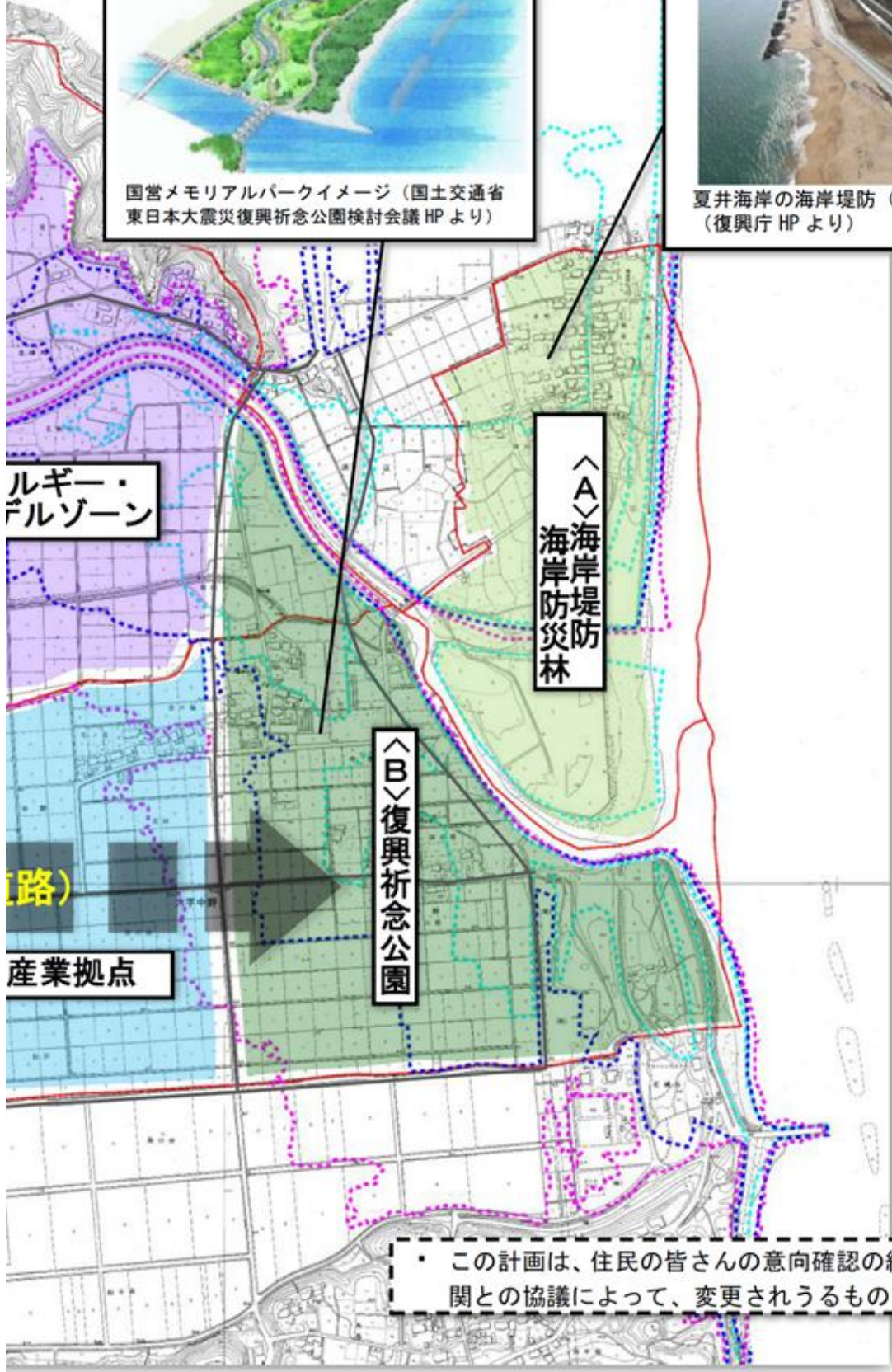


福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会 HP より



研究開発施設事例（北九州学術研究都市）
（北九州学術研究都市 HP より）





・ この計画は、住民の皆さんの意向確認の結果や関係機関との協議によって、変更されうるものです。

町内での取組【本格復興期】

●関連する主な意見

【インフラ】

- ・水源（飲料水、工業用水、農業用水）を確保する
- ・下水処理施設を確保する

【町の核】

- ・商業施設、病院、金融機関などが一箇所にあり、近くに公園や憩いの場があるまちをつくる
- ・復興公営住宅を中心として、商業施設、老人が相互に助け合える共同生活の場をつくる
- ・医療、介護施設を充実させる
- ・24時間の託児所を設置してほしい
- ・新しい人、事業者を受け入れる体制、意識を持つ必要がある

【きずな・コミュニティ】

- ・町の風景を再現しきずなを強める
- ・近くに公園や憩いの場があるまちをつくる

まちづくり方針項目

●生活・産業を支えるインフラの整備

- ・町内での生活再開に必要なインフラの復旧、公共交通の再開・確保に向けた取組を進めます。

●新たな生活の場の確保

- ・公共交通の利便性が高い地域を中心に行政・医療・福祉・教育・文化・商業施設等や新興住宅地を集約して確保したコンパクトな街を新たに整備します。

●既存中心市街地の再生

- ・既存中心市街地の歴史のある建物の再建、空き地・空き家の活用、商店の再開等の取組を推進し、ふるさと感じる場として既存中心市街地の再生を図ります。

●暮らしの安全対策

- ・避難指示解除に向け、町内復興拠点外の除染の実施、健康管理体制の構築等、暮らしの安全対策を講じます。

取組項目（例）

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・インフラの復旧 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の完全復旧 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の再整備 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・電気・通信の完全復旧 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ収集の本格再開 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の再開 | <ul style="list-style-type: none"> ・バス再開に備えた双葉駅前広場の整備 |

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連サービスの確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設（役場等）の再整備、警察・消防機能の完全回復 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉施設の再整備 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・郵便局・金融機関の再開 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設の再整備 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・教育施設（幼小中学校・高校）の再整備 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅・公的賃貸住宅の整備 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・宅地の分譲 | |

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・歴史のある建物の再建 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・空地等を活用した公営住宅・公的賃貸住宅の整備 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・町内における事業所の再開支援 |

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・町内復興拠点外の除染の実施 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理体制の構築 |

町内での取組【町再興期】

● 関連する主な意見

【町の核】

- ・新しい人、事業者を受け入れる体制、意識を持つ必要がある

【きずな・コミュニティ】

- ・町内で祭りやイベントを開催する
- ・交流人口を増やすための施設をつくる

【歴史・伝統・文化】

- ・町の記念館や資料館（実演・体験型施設等）をつくる
- ・町の伝統文化を次の世代に引き継いでいく場所がほしい

【シンボル】

- ・双葉町内にもシンボルを残したい

【教育】

- ・双葉町内の学校を再開する
- ・廃炉、国際原子力に係る人材育成のための高等教育機関を誘致する
- ・英語教育の充実、ITを活用した教育を行う
- ・中高一貫校のシステムの活用
- ・奨学金や学費免除の制度を設けて、学生を全国から集める

【既存産業】

- ・農業の六次産業化を図る
- ・農業の風評被害対策が必要
- ・観光施設（海を使ったレジャー施設、バラ園等）、宿泊施設をつくり観光業を再生する

【町民向け宿泊施設】

- ・町に帰ることができる日が来ても、生活の場を双葉町に移すことができない町民や、里帰りのための実家がなくなった町民のための宿泊施設を整備してほしい

まちづくり方針項目

● 生活・産業を支えるインフラの整備

- ・路線バス・コミュニティバスの新設等、町内での活動をより快適に行うために必要な取組を進めます。

● 新たな生活の場の確保

- ・避難先と町内の二地域居住に対する支援や新たな町民の定住促進等、町内で安心して快適に生活できる環境を整備します。

● 既存中心市街地の再生

- ・既存中心市街地においてダルマ市等を再開する等、双葉町の伝統・文化を町内で再開する取組を進めます。

● 交流の促進

- ・町内外の町民が集まることができる交流施設や健康増進施設等の整備により、双葉町にゆかりのある人が広く集まり交流できる場を確保します。

● 双葉町の記憶の伝承

- ・歴史民俗資料館の復旧・整備等、双葉町の記憶を伝える場の確保を図ります。

● 町の復興のシンボルづくり

- ・町のシンボルとなるモニュメントの設置等を進めます。

● 高度な教育環境の整備

- ・若い世代の帰還にあわせて、学校の再開や研究機関・大学等と連携した高度な教育施設の整備・誘致等を図ります。

● 既存産業の再生

- ・農業の六次産業化や被害対策等を推進します。
- ・観光施設の整備・再開等を推進し、町に多くの人々を呼び込むことにより、観光業を再生します。

● 双葉町とのつながりの維持

- ・町内に宿泊施設を確保します。

取組項目（例）

・公共交通の確保

・JR常磐線の複線化・高速化等高速交通網の充実
・路線バス・コミュニティバスの新設

・帰還を希望される方の新たな生活の場への誘導
・避難先と町内の二地域居住者に対する支援（移動支援等）
・新たな町民の定住促進
・外国人研究者等の受入に配慮した生活環境の整備

・町内における祭り（ダルマ市等）の再開

・町民交流施設の整備
・健康増進施設の整備
・新たな娯楽・観光施設の整備

・歴史民俗資料館の整備

・シンボルマーク・モニュメントの設置

・学校の再開（教育プログラムの充実）
・高等教育施設（大学のサテライトキャンパス等）の誘致
・研究機関・大学等と連携した高度教育の推進

・農業の再開

・農業再開のための本格的な基盤整備
・一次産業の生産基盤の確立と六次産業化等の推進
・農作物などに対する被害対策の推進

・観光業の再生

・町民向け宿泊施設の整備

IV 今後の復興まちづくりの進め方

(1) 国・県との連携

- 復興まちづくり長期ビジョンは、放射線量の減衰見通し、除染の見通し、福島第一原子力発電所の廃炉の見通し、中間貯蔵施設の進捗などにより、実現に要する期間の見通しを町単独で検討する範囲を大きく超えていることから、町民が理想とする町の将来像をとりまとめ、この実現に要する期間を国・県に明示させるように取り組むこととしています。
- このため、本復興まちづくり長期ビジョンを国・県に示し、除染・インフラ整備の実施を含めて、実現に向けた具体的な工程を示すように求めます。
- また、復興まちづくり長期ビジョンの実現にあたっては、復興事業に必要な財源確保や、今後、復興まちづくりを進めていく上でのさまざまな課題に対応する施策が必要になります。
- このため、双葉町の復興を果たすことができるまで、国・県に対し、復興に要する財源の着実な確保や、双葉町の置かれた復興への厳しい現実を踏まえた特段の措置を求めていきます。
- さらに、今後、町内では、中間貯蔵施設の建設・搬入、海岸堤防・海岸防災林の整備、復興産業拠点の造成、道路の整備など、さまざまな建設事業が同時進行的に進むことになるため、互いの事業のトラック等が交錯し、渋滞や事故が発生するなど、復興事業を担う事業者の活動や一時帰宅する町民に支障が生じることがないように、国・県・町で行う建設事業の工程をしっかりと管理できる体制の構築を求めていきます。

(2) 周辺市町村との連携

- 震災前の双葉郡においては、町村間が協力して上水道やごみ処理、消防等の行政サービスを行ってきました。
- 一方で、各町村の復興計画は、それぞれの町村が策定しているため、行政サービスの確保や、国等による拠点的な施設の立地等において整合が図られていない面もあります。
- また、人口減少・高齢化社会を見据えると、医療・福祉等の生活サービスを単独の町村が確保し維持・運営していくのは難しいことが予想されます。
- これらを考慮すると、町の復興を進める上で周辺市町村との連携は欠かせません。
- 国においては、平成26年12月に「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を設置し、福島12市町村の中長期かつ広域的な視点での将来像を作成することとなっています。
- この検討内容を注視していくとともに、福島第一原子力発電所の立地町である双葉町が双葉郡の復興に担うべき広域的な役割を認識しながら、双葉地方町村会や双葉地方広域市町村圏組合を通じて、双葉郡としての行政サービスの広域連携に関する町村間の議論喚起を行っていきます。

(3) 長期ビジョンの実現に向けた町民参画等の推進

- 復興まちづくり長期ビジョンは、双葉町の復興・再興のゴールとなる町の将来像とその実現に向けた長期的な取組を明らかとする「総論」ともいうべきものですが、このビジョンを実行に移していくためには、それぞれの復興事業の進め方など「各論」の議論を進めていく必要があります。そのため、各テーマ毎にそれに関心のある町民同士で議論する場を設け、具体的な事業が推進できる体制を整備していきます。
 - また、復興まちづくりにおいては、町民一人一人の意向を踏まえながら取り組んでいくことは欠かせません。このため、今後も継続的に住民意向調査等を実施し、町民の方々の意向把握に努め、それらの意向を的確に復興まちづくりに反映していきます。
 - さらに、長い年月が予想される町の復興を実現する上では、未来の双葉町を担う若い世代の積極的なまちづくりへの参加が欠かせません。このため、町立学校等における子どもたちの活動の充実や、「ふたばしゃべり場※」等を活用し若い世代の意見を引き出し、復興まちづくりに反映していきます。
 - 町の復興へ町民の理解と参画を促していくためには、町民に対して町の将来像をわかりやすく示していく必要があります。このため、町の将来像に関する模型や完成イメージ図等の誰にも視覚的にわかりやすいツールの活用や、町のホームページやタブレット端末による情報発信を積極的に行っていきます。
 - これらの取組を進めながら、双葉町の復興を巡る状況は日々大きく変化をしていることを踏まえ、復興事業の進展や社会情勢の変化に応じて、この復興まちづくり長期ビジョンについても町民のご意見をお伺いしながら随時見直していきます。
- ※「ふたばしゃべり場」とは・・・「若者同士のつながりを作ろう」、「若者の声を町に届けよう」という目的で双葉町復興支援員が主催し、20～30代の双葉郡出身の大学生や社会人が参加し意見交換する場。



町立学校における学習発表会の様子



ふたばしゃべり場の様子

参考資料

1. 双葉町復興推進委員会(第2期)の開催経緯
2. 双葉町復興推進委員会委員名簿
3. 双葉町復興まちづくり長期ビジョン中間報告への
意見公募実施概要

1. 双葉町復興推進委員会(第2期)の開催経緯

平成25年度は第1期として、町民のきずなの維持・発展、双葉町外拠点におけるコミュニティ形成、町民一人一人の生活再建について審議し、平成26年2月に第1期提言書を提出しました。

平成26年4月から行った、第2期の審議の開催経緯は、以下のとおりです。

| (平成)年 | 月 | 日 | 内 容 |
|-------|-----|-----|---|
| 26年 | 4月 | 21日 | 第6回双葉町復興推進委員会 ●双葉町復興まちづくり計画(第一次)に基づく事業計画(実施計画)について ●復興公営住宅の整備状況について ●第2期の審議の進め方について |
| 26年 | 5月 | 29日 | 第7回双葉町復興推進委員会 ●座談会(ワークショップ) テーマ：町民の今後の暮らしと町の復興について ●座談会(ワークショップ)のグループ成果の発表と全体討議 |
| 26年 | 6月 | 26日 | 第8回双葉町復興推進委員会 ●座談会(ワークショップ) テーマ：双葉町の将来像について ●座談会(ワークショップ)のグループ成果の発表と全体討議 |
| 26年 | 7月 | 23日 | 第9回双葉町復興推進委員会 ●座談会(ワークショップ) テーマ1：将来にわたって残す双葉町 テーマ2：新たな街の核・シンボルづくり テーマ3：町の復興を牽引する新たな産業の誘致 テーマ4：次代の双葉町を担う人材の育成 ●座談会(ワークショップ)のグループ成果の発表と全体討議 |
| 26年 | 9月 | 29日 | 第10回双葉町復興推進委員会 ●大熊・双葉ふるさと復興構想について ●座談会を踏まえた、長期ビジョンの基本的な考え方等について |
| 26年 | 10月 | 9日 | 第11回双葉町復興推進委員会 ●双葉町の復興の絵姿について |
| 26年 | 10月 | 27日 | 第12回双葉町復興推進委員会 ●双葉町復興まちづくり長期ビジョンの中間報告について |
| 26年 | 12月 | 4日 | 第13回双葉町復興推進委員会 ●津波被災地域復興小委員会の中間報告について ●復興産業検討部会の設置について |
| 27年 | 1月 | 27日 | 第14回双葉町復興推進委員会 ●中間貯蔵施設の建設受入判断について ●双葉町復興まちづくり長期ビジョン(中間報告)に対するパブリックコメント等の意見とその反映の方向性について |
| 27年 | 2月 | 9日 | 第15回双葉町復興推進委員会 ●津波被災地域復興小委員会からの報告 ●復興産業検討部会からの報告 ●最終報告に盛り込むべき内容について |
| 27年 | 2月 | 18日 | 第16回双葉町復興推進委員会 ●最終報告のとりまとめについて |

2. 双葉町復興推進委員会委員名簿

| 番号 | 区分 | 氏名 | 備考 |
|----|---------------------|--------|------|
| 1 | 主に商工業分野に経験・知見を有する方 | 伊藤 哲雄 | 副委員長 |
| 2 | 〃 | 岩本 千夏 | |
| 3 | 〃 | 木藤 喜幸 | |
| 4 | 〃 | 相楽 比呂紀 | |
| 5 | 〃 | 福田 一治 | |
| 6 | 主に農業分野に経験・知見を有する方 | 石田 恵美 | |
| 7 | 〃 | 小川 貴永 | |
| 8 | 〃 | 谷 充 | |
| 9 | 主に医療福祉分野に経験・知見を有する方 | 岩元 善一 | |
| 10 | 〃 | 大橋 正子 | |
| 11 | 〃 | 高野 陽子 | 副委員長 |
| 12 | 〃 | 田中 勝弘 | |
| 13 | 〃 | 福田 英子 | |
| 14 | 〃 | 横山 敦子 | |

| 番号 | 区分 | | 氏名 | 備考 |
|----|-------------------|--|--------|-------------------|
| 15 | 主に教育分野に経験・知見を有する方 | | 岡村 隆夫 | |
| 16 | " | | 小畑 明美 | |
| 17 | " | | 中谷 博子 | |
| 18 | " | | 松本 浩一 | |
| 19 | " | | 山本 真理子 | |
| 20 | 自治会活動に従事されている方 | | 岡田 常雄 | |
| 21 | " | | 川原 光義 | |
| 22 | " | | 高田 秀文 | |
| 23 | 津波被災地域の方 | | 齊藤 六郎 | 津波被災地域会長 復興小委員 |
| 24 | " | | 菅本 洋 | 津波被災地域会長 復興小委員 |
| 25 | 学識経験者 | 福島工業高等専門学校 コミュニケーション情報学科教授 | 芥川 一則 | |
| 26 | " | 東京大学大学院工学系研究科 建築学専攻教授 | 大月 敏雄 | |
| 27 | " | 福島大学 行政政策学類准教授 | 丹波 史紀 | |
| 28 | " | 日本大学工学部 土木工学科教授 | 長林 久夫 | 津波被災地域会長 復興委員 |
| 29 | " | 県立広島大学名誉教授 福島大学うつくしまふくしま 未来支援センター特任研究員 | 間野 博 | 委員長 |

3. 双葉町復興まちづくり長期ビジョン中間報告への意見公募実施概要

(1) パブリックコメント（意見公募）

- 実施期間 : 平成26年11月17日 ～ 12月14日
- 実施対象 : 町民全世帯 3,366世帯（分離世帯含む18才以上）
- 提出者数 : 89名（意見数 179件）

※ 意見数は、同一書面の中で複数の同じ内容が書いてあるものを区別して整理しています。

(2) 町政懇談会

- 実施期間 : 平成26年11月20日 ～ 12月5日（全12回）
- 実施対象 : 町民全世帯
- 会場 : いわき市（2回）、つくば市、白河市、会津若松市、郡山市、福島市、仙台市、加須市、東京都、柏崎市、南相馬市

(3) ふたばしゃべり場

- 実施期間 : 平成26年11月29日（福島市）、12月14日（東京都）
- 実施対象 : 20～30代の双葉郡出身の大学生、社会人
- 出席者数 : 9名

※「ふたばしゃべり場」とは・・・「若者同士のつながりを作ろう」、「若者の声を町に届けよう」という目的で双葉町復興支援員が主催し、20～30代の双葉郡出身の大学生や社会人が参加し意見交換する場。



(問い合わせ先) 双葉町 いわき事務所 復興推進課 復興推進係

〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目19-4

電話：0246-84-5200 (代表) FAX：0246-84-5212